

西条市国土強靱化地域計画

令和 8 年 8 月

西 条 市

目 次

第1章 国土強靱化の基本的な考え方	2
第1節 地域計画の目的	2
第2節 基本目標	2
第3節 地域計画の役割と位置付け	2
第4節 計画期間	3
第5節 国土強靱化を推進する上で基本的な方針	3
第6節 基本的な進め方	4
第2章 対象とする災害と被害想定	5
第1節 本市の特性	5
第2節 対象とする自然災害	7
第3章 脆弱性評価	15
第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	15
第2節 脆弱性評価を行う施策分野	17
第3節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価	31
第4章 本計画の推進方針	61
第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針	61
第5章 資料編	136
第1節 用語解説	136

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節 地域計画の目的

近年、我が国では、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発、激甚化に晒されており、平成25年12月に施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な取組である国土強靱化を推進している。

本市においても、例年の台風や豪雨等風水害による浸水害や土砂災害が発生しており、今後30年以内には、60%～90%程度以上の確率で南海トラフ地震も予測されていることから、本計画を策定し、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、地域の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境づくりを行う。

第2節 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、下記の4つを基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」をもった安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進する。

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

第3節 地域計画の役割と位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、国土強靱化に係る部分については、本市が有する様々な分野の計画等の指針となり、他の計画の上位計画に位置づけられる「アンブレラ計画」としての性格を有している。

国土強靱化に係る部分については、地域計画が手引きとなり、総合計画や地域防災計画等の関連計画の必要な見直しを行う。これらを通じて必要な施策を具体化し、国土強靱化を推進していく。

【参考】国土強靱化基本法（抜粋）

（国土強靱化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

第4節 計画期間

本計画は本市の分野別計画の国土強靱化に関する指針となることから、本市総合計画と整合・調和を図る必要があることから、計画期間を第3次西条市総合計画の前期計画期間に合わせ、令和7年度から令和11年度までとする。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

第5節 国土強靱化を推進する上で基本的な方針

地域計画の基本目標を踏まえ、過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱なまちづくりを以下の基本的な方針に基づき推進する。

1 国土強靱化の取組姿勢

- ・ 市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から検証しつつ、取り組む。
- ・ 短期的な視点によらず、時間管理概念をもちつつ、長期的な視野をもって計画的に取り組む。
- ・ 地域特性を活かして、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める。

2 適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進するとともに、そのための体制を早急に整備する。
- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

3 効率的な施策の推進

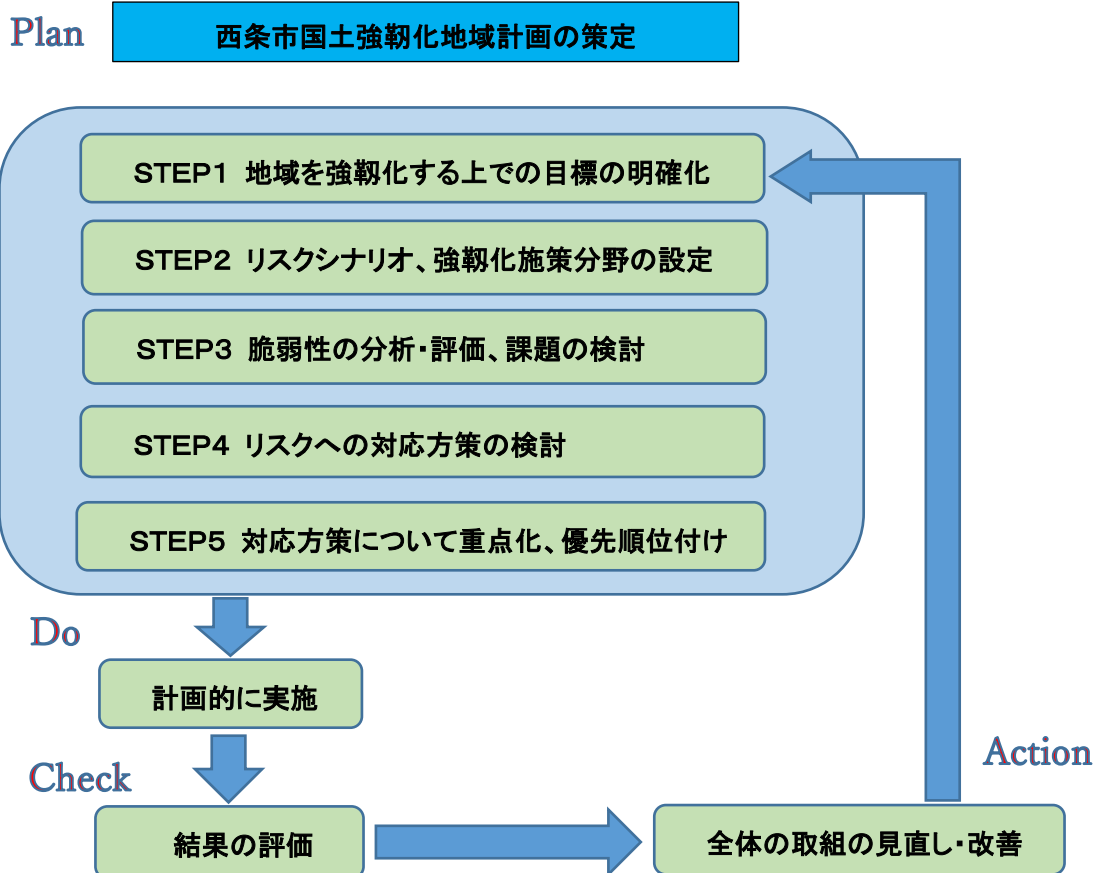
- ・ 人口の減少等に起因する市民のニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ・ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ・ 行政、民間、市民が連携・協力しながら取組の輪を広げていく。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理を行う。

第6節 基本的な進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、次のとおりPDCAサイクルを繰り返す。

■基本的な進め方

- 1 地域を強靱化する上での目標の明確化（事前に備えるべき目標の設定）
- 2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定、強靱化施策分野の設定
- 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- 4 リスクへの対応方策の検討
- 5 対応方策について重点化、優先順位付けを行い計画的に実施
- 6 その結果を評価し、全体の取組の見直し・改善



第2章 対象とする災害と被害想定

第1節 本市の特性

1 地形

本市は、県の東部に位置し、東は新居浜市、南は久万高原町、高知県のいの町、西は東温市、北西は今治市とそれぞれ接している。

本市の面積は、510.01 km²（令和7年10月1日現在）で本県の全面積の約9%を占め、可住地は、そのうちの約30%に当たる159.18 km²で、残りは、林野となっている。

北は、瀬戸内海燧灘に面し、南部一帯及び西部は、西日本の最高峰石鎚山を中心とする石鎚連峰を背景に急峻な山岳地帯で、それ以外の地域は、比較的緩やかな平坦部となっており、市街地が集積するとともに、県下有数の農業地帯を形成している。また、山岳部を源流とする中山川、加茂川等の主要な河川が市内を流れ、豊富な水資源を供給している。

2 気候

本市の気候は、瀬戸内地方特有の温暖な気候に恵まれ、年間平均気温は16.0℃前後、年間降水量は1,633mm程度（平成21年～30年平均）である。

松山地方気象台の5カ年の風向を見ると、年間を通じて東から東南東と、西北西から北西の風が多く、春と夏はこれらに加え南西から西南西の風が多くなっている。

影響を与える季節風としては、冬季に大陸の高気圧から吹き付ける北西風と、夏季の太平洋高気圧から流れ込む南東風がある。

瀬戸内地方の気候の特徴は、いずれの季節風に対しても中国山地や四国山地の風下側にあたるため、降水量は少なく、晴天・乾燥が現れやすく穏やかな気候である。

月平均降水量（平成21年～平成30年の10年平均値）は、6、9月に多く、それぞれ梅雨と台風に伴う降雨である。年間を通じて夏季に月平均降水量が多くなっているが、7月はやや減少する傾向である。

また、春から梅雨期にかけて海岸部を中心に、濃霧の発生が見られる。

3 人口構造

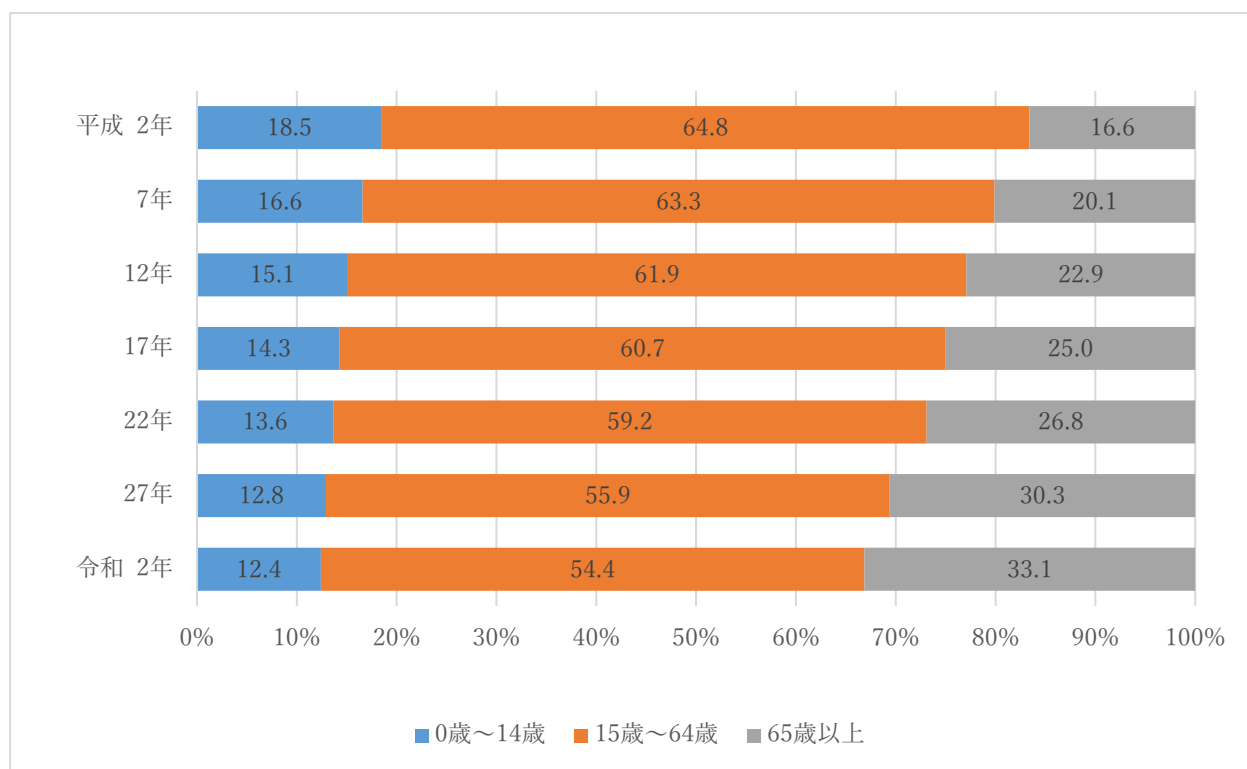
令和2年国勢調査において、本市の人口は104,791人、世帯数は45,193世帯であり、近年は減少傾向にある。また、高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は、令和2年国勢調査時点で33.1%と高い水準にあり、少子高齢化が進んでいる。

年齢構成の推移

区 分	0歳～14歳	構成比	15歳～64歳	構成比	65歳以上	構成比	総 計
	人	%	人	%	人	%	人
平成 2年	21,330	18.5	74,721	64.8	19,143	16.6	115,251
7年	19,065	16.6	72,621	63.3	23,008	20.1	114,706
12年	17,354	15.1	70,852	61.9	26,213	22.9	114,548
17年	16,199	14.3	68,784	60.7	28,375	25.0	113,371
22年	15,294	13.6	66,403	59.2	30,076	26.8	112,091
27年	13,857	12.8	60,473	55.9	32,793	30.3	108,174
令和 2年	12,925	12.4	56,521	54.4	34,403	33.1	104,791

※総数には年齢「不詳」を含む

(資料:総務省統計局「国勢調査」)



※総数には年齢「不詳」を含む

(資料:総務省統計局「国勢調査」)

第2節 対象とする自然災害

1 近年の自然災害による被害

(1) 風水害

年月日 (原因)	被害等の概要
H10. 10. 17～18 (台風10号)	○ 被害状況 全壊1棟、床上浸水42棟、床下浸水1,119棟、崖崩れ1箇所、農作物18ha、農地流失埋没1.12ha、農業施設20箇所、林道13箇所、市道20箇所 ○ 被害額 西条94,140千円 東予448,710千円 丹原164,650千円
H11. 9. 14～15 (台風16号)	○ 被害状況 一部破損1棟、床上浸水28棟、床下浸水285棟、崖崩れ12箇所、農作物2ha、漁船3艘、漁具1,000反、農地流出埋没3.75ha、農業施設53箇所、林地4箇所、林道63箇所、立木10.7ha、市道47箇所、橋りょう3箇所、河川4、砂防5箇所 ○ 被害額 西条1,120,171千円 丹原613,021千円
H16. 8. 30 (台風16号)	○ 被害状況 軽症者1人、一部破損3棟、床下浸水1棟、公共建物9棟、その他非住家1棟、文教施設9棟、道路54箇所 ○ 被害額 西条313,435千円 東予159,164千円 小松19,637千円
H16. 9. 6～7 (台風18号)	○ 被害状況 床下浸水41棟、崖崩れ1箇所、農作物5ha、農地流出埋没1.12ha、農業施設3箇所、林道1箇所、市道20箇所 ○ 被害額 西条157,196千円 東予60,213千円 小松103,922千円
H16. 9. 29 新西条市合計 (台風21号)	○ 被害状況 死者5人、重傷2人、住家全壊23棟、半壊91棟、床上浸水489棟、一部破損8棟、床下浸水2,121棟、公共建物被害1棟、その他非住家被害40棟、農地流出埋没11.0ha、文教施設6箇所、道路187箇所、橋りょう5箇所、河川24箇所、崖崩れ58箇所、鉄道1箇所 ○ 被害額 5,954,645千円
H16. 10. 19～20 新西条市合計 (台風23号)	○ 被害状況 床上浸水33棟、一部破損1棟、床下浸水311棟、農地流出埋没0.5ha、道路23箇所、河川19箇所、清掃施設1箇所 ○ 被害額 563,128千円
H23. 9. 2～4 (台風12号)	○ 被害状況 床上浸水10棟、床下浸水53棟、非住家被害4棟、公立文教施設8箇所、農林水産施設123箇所、道路16箇所、河川30箇所、橋りょう3箇所、港湾11箇所、その他公共施設8箇所、農産194.4ha、53.2t ○ 被害額 720,039千円
H29. 9. 17～18 (台風18号)	○ 被害状況 軽傷者1名、床上浸水62棟、床下浸水327棟、道路89箇所、水路85箇所、農業用道路38箇所、林道26箇所、農地保全79箇所 ○ 被害額258,885千円

H30. 7. 5～8 (平成30年7月豪雨)	○ 被害状況 床下浸水4棟 ○ 被害額127,260千円 広島県、岡山県の他、南予を中心とした愛媛県内で甚大な被害が発生 本市は西予市をカウンターパートとした被災地支援を実施
H30. 9. 30～10. 1 (台風24号)	○ 被害状況 床上浸水26棟、床下浸水89棟 ○ 被害額1,107,975千円

(2) 地震災害

年月日 (原因)	被害等の概要
H13. 3. 24 (平成芸予地震)	○ 負傷者 重傷2人、軽傷4人 ○ 被害状況 一部損壊 西条83件、東予726件 ○ 被害額 西条15,251千円 東予106,058千円 丹原49,031千円
H23. 3. 11 (東日本大震災)	東予・中予で震度1、震源地は三陸沖 宇和海沿岸に津波警報、瀬戸内海沿岸に津波注意報 県内での被害は特になし。

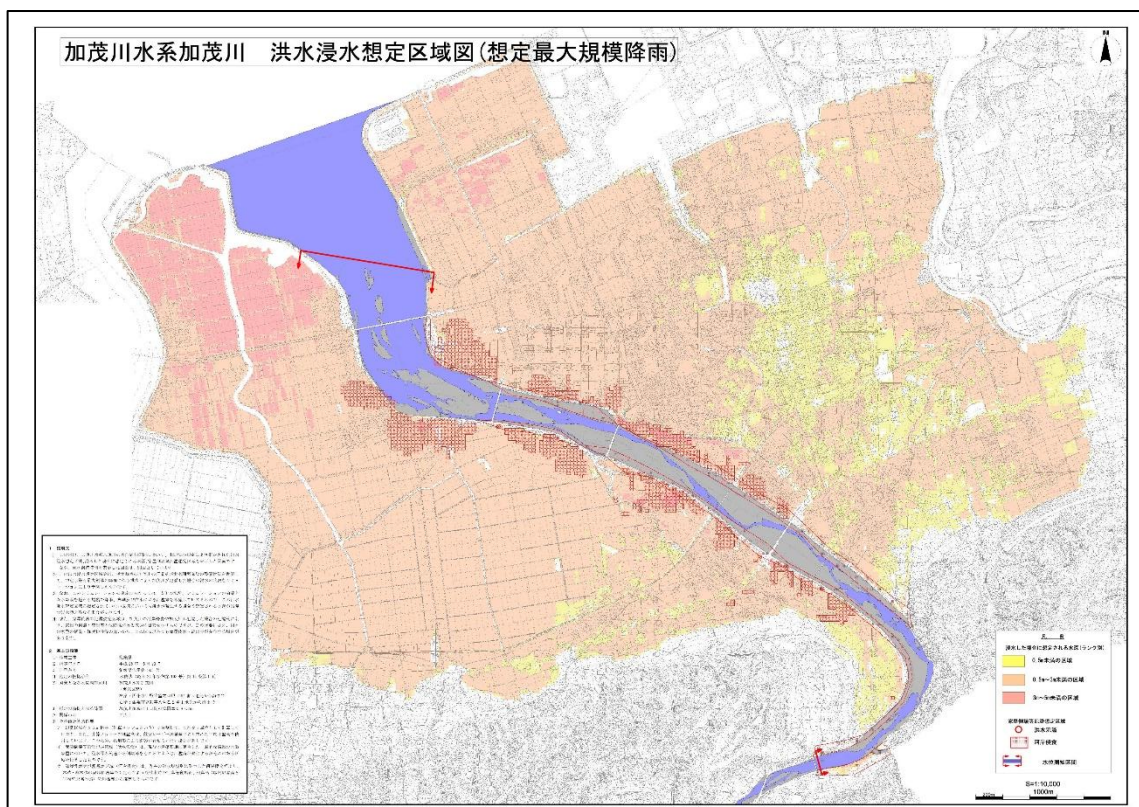
2 対象とする自然災害

本計画では、本市の地域特性を踏まえ、発生した場合に甚大な被害が発生する可能性のある次の2つの災害を対象とする。

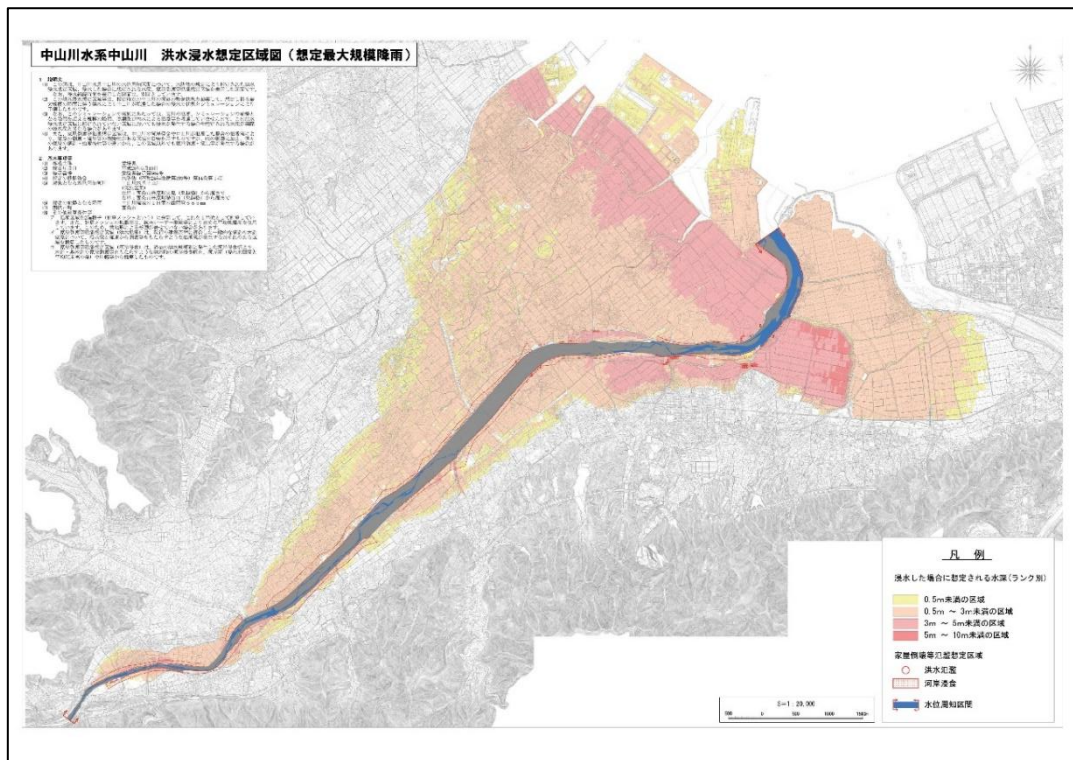
(1) 風水害

近年、地球温暖化等に伴う気候変動により、雨の降り方の局地化や集中化が顕著となり、台風も大型化している。このような背景から、愛媛県においては、水防法の規定により、加茂川、中山川、渦井川において、新たに想定最大規模の降雨（加茂川：24時間総雨量680mm、中山川：24時間総雨量685mm、渦井川：24時間総雨量768mm）を対象とした洪水浸水想定区域図の作成を行った。

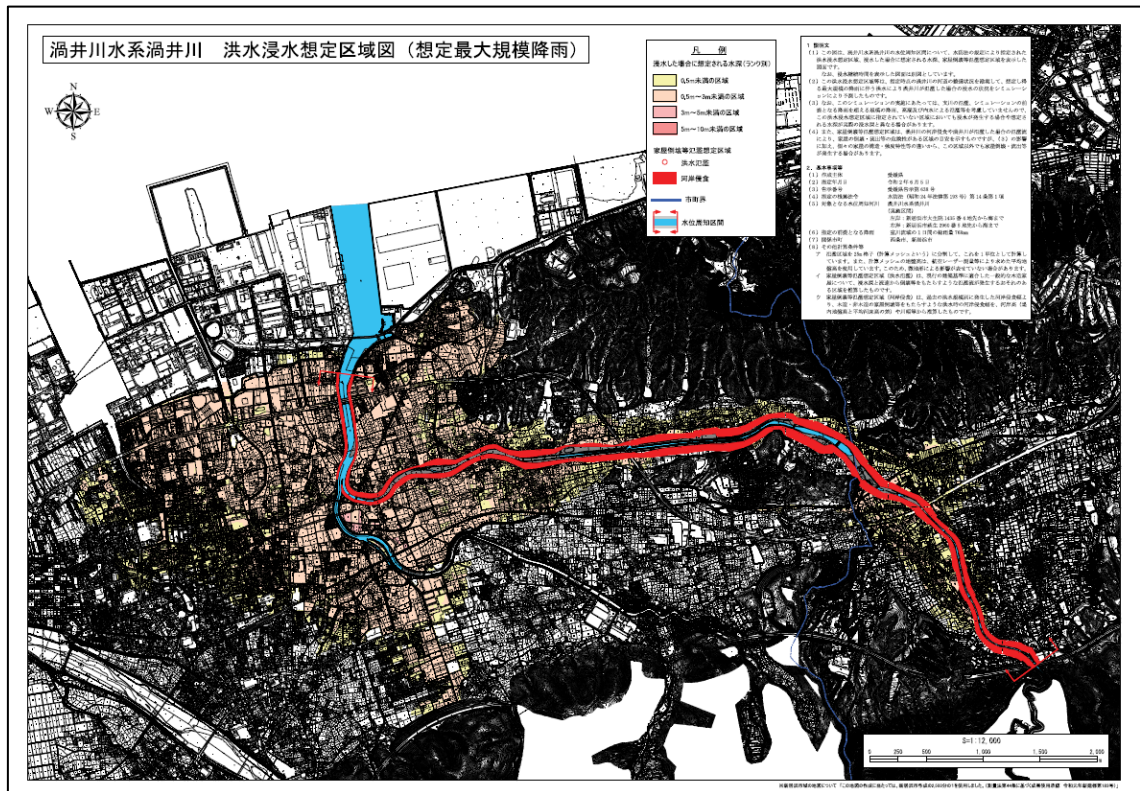
本市では、度々、台風等の豪雨による浸水・倒木被害を受けており、地質上の特性や山間部に集落が点在しており、土砂災害警戒区域指定箇所数が181箇所ある状況（令和元年度11月1日現在。土砂災害特別警戒区域は157箇所）等から、土砂災害の危険箇所を多く抱え、土砂災害に起因する流木災害の危険性もある。



加茂川洪水浸水想定区域図 （出典：愛媛県河川課）



中山川洪水浸水想定区域図 （出典：愛媛県河川課）



渦井川洪水浸水想定区域図 （出典：愛媛県河川課）

(2) 南海トラフ巨大地震

令和８年に愛媛県が発表した「愛媛県地震被害想定調査結果報告書」による震度分布（県内全域）及び津波浸水想定図（各地域海岸）は次のとおり。

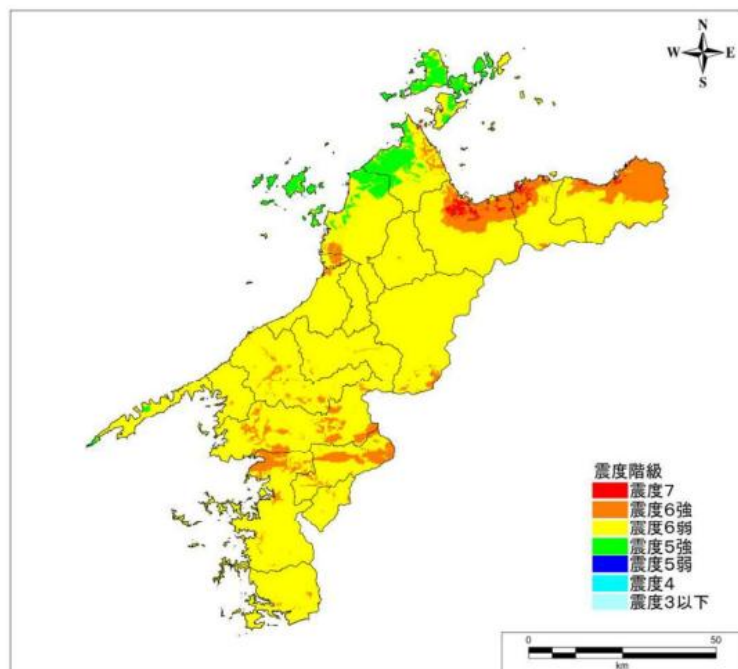
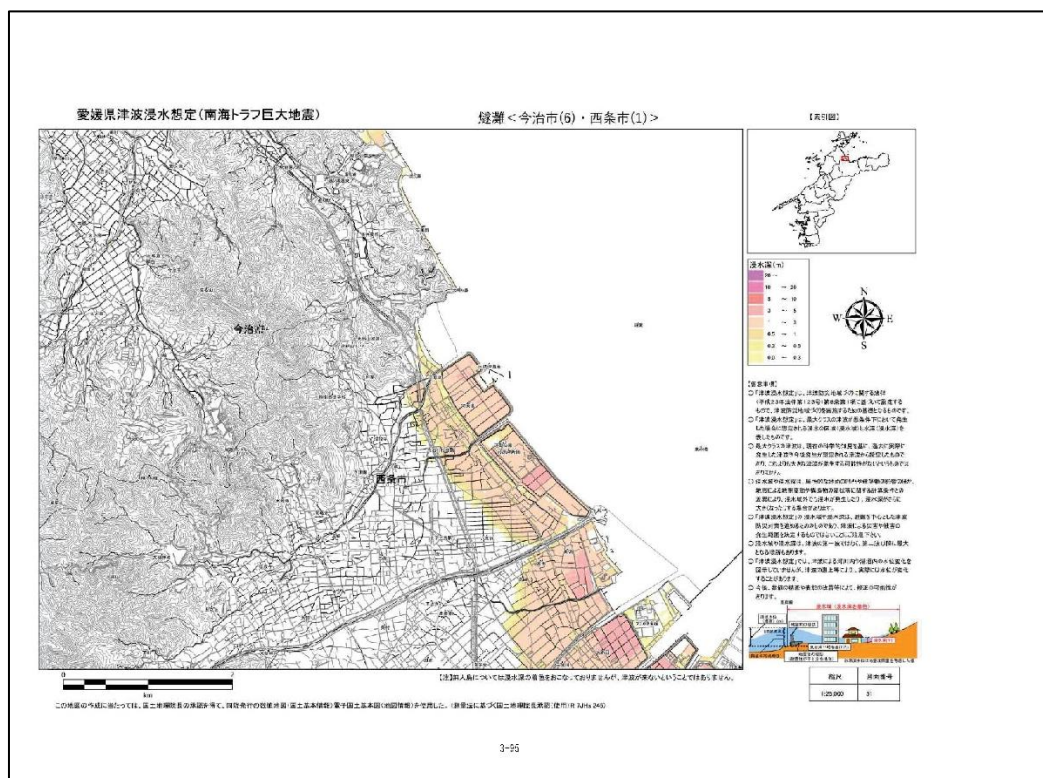


図 2.4-7 ①南海トラフ巨大地震の震度分布



◆人的被害（冬 深夜 強風）※ 1

西条市人口103,972人 ※ 2

被災の要因	死者数(人)	負傷者数(人)	要救助者数(人)
建物倒壊	1,028	4,381	2,585
(うち屋内収容物の転倒等)	(34)	(504)	(-)
土砂災害	7	9	-
津波	2,150	181	124
火災	29	18	-
人的被害の合計	3,214	4,588	-

◆避難者数（冬 夕方18時 強風）※ 1

西条市人口103,972人 ※ 2

	1日後	1週間後	1か月後
避難所への避難者数(人)	34,161	35,862	18,076
避難所外生活者(人)	19,868	20,496	42,178
避難者総数(人)	54,030	56,358	60,254

被害想定における設定

※ 1 : () 内は発生時の季節、時間帯、風の強さを示す

※ 2 : 令和2年の国勢調査による人口

令和6年4月1日時点の住民基本台帳データにより補正されています。

※ : 合計数値については、小数点以下の取扱により値が合わない場合があります。

出典：令和8年 愛媛県地震被害想定調査結果

第3章 脆弱性評価

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本計画では、4つの基本目標を達成するため、国の基本計画を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態 (30項目)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生、また暴風雪や雪害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	山間部において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

		5-2	金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下
6	ライフライン、燃料供給 関連施設、交通ネットワ ーク等の被害を最小限 に留めるとともに、早期 に復旧させる	6-1	ライフライン(電気、ガス、上下水道、通信等)の長期間にわたる機能停止
		6-2	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	基幹的な地域交通ネットワーク(陸、海)の長期間にわたる機能停止
		6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・ 二次災害を発生させない	7-1	市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生
		7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地、森林等の被害
8	社会・経済が迅速かつ 従前より強靱な姿で復興 できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復興の大幅な遅れ
		8-2	人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復興の大幅な遅れ
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

第2節 脆弱性評価を行う施策分野

本計画では、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するために必要な施策分野として、8つの「個別施策分野」と3つの「横断的施策分野」を設定し、次のとおり評価を行った。

個別施策分野 (8項目)	横断的施策分野 (3項目)
① 行政機能、消防等、防災教育	① リスクコミュニケーション
② 住宅・都市、国土保全、土地利用	② 老朽化対策
③ 保健医療・福祉	③ 地域づくり
④ 産業、金融、エネルギー	
⑤ ライフライン	
⑥ 交通・物流	
⑦ 農林水産	
⑧ 環境	

1 個別施策分野

1 行政機能、消防等、防災教育
○ 本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う必要がある。 ○ 大規模災害に備え、本市施設の耐震化等防災対策を推進する必要がある。 ○ 庁舎や消防施設等災害拠点施設が被災により使用できない場合を想定して設定している代替施設を適宜見直していく必要がある。 ○ 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める必要がある。 ○ 被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進め、効率的に配送できるよう防災倉庫や支所・サービスセンターにて適切に管理する必要がある。 ○ 避難所に防災倉庫等を設置して、毛布やトイレ、発電機等防災資機材の充実を図る必要がある。 ○ 大規模災害時の拠点となる庁舎や消防施設等において、災害対応に必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄等執務環境の整備に努める必要がある。 ○ 大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やRPA・AI等新技術の導入等による情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。 ○ 大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生する恐れがある場合、空振りを恐れず、適切に市民に対し避難指示（緊急）や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に市民に伝達できる手段の確保等を行う必要がある。 ○ 台風等風水害による被害が予測される場合は、浸水が想定される地域に臨時ポンプの設置を検討・設置する必要がある。

- 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う必要がある。
- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取り組む必要がある。
- 本市職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める必要がある。
- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。
- 被災から速やかに生活が再建できるよう、罹災証明の発行、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備する必要がある。
- 災害発生時における被留置者等の避難又は解放の措置について、留置施設や矯正施設等を所管する関係機関等との相互連絡体制を構築する必要がある。
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。
- 県内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携体制の充実と継続的な訓練の実施が必要である。
- 危険物施設等に対し、消防職員の立入検査や自衛消防隊等との合同訓練を実施し、防災・減災対策の充実強化を図る必要がある。
- 地域や事業所等に働きかけ、消防団員の確保に努める必要がある。
- 災害時の火災に備え、消防資機材や消防車両、耐震性貯水槽等を整備する必要がある。
- 救助・救出活動が迅速に行えるよう、救助資機材や救助工作車両等を整備する必要がある。
- 幼稚園や保育園、こども園において、園児及び教職員が災害に対応できるよう、幼年消防クラブ活動等を通じ火災予防の啓発や防災教育、防災訓練を実施する必要がある。
- 小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する必要がある。
- 大規模災害では、火災により被害がさらに大きくなることから、小中学校において、火災予防の啓発や訓練を継続して実施する必要がある。
- 子どもの安否情報を逐次的確に提供できるようにする等、家族の安全を確信できる条件整備を進める必要がある。

2 住宅・都市、国土保全、土地利用

- 本市における住宅の耐震化率の状況は約 71.2%と、全国平均（約 82%）を下回る水準となっていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。
- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る必要がある。
- 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める必要がある。
- 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性があるブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。
- 東日本大震災等で大規模に盛土造成された宅地において滑動崩落が発生したことを受け、宅地被害の軽減を図るため大規模盛土造成地を抽出するとともに、マップ及び調査優先度の作成・公表等により市民へ情報共有を図る必要がある。また、抽出された大規模盛土造成地に対して安全性を把握する必要がある。
- 老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、県と連携し、空き家の除去等を促進する必要がある。
- あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定する等の事前準備を進める必要がある。
- 仮設住宅を建設・提供する際には、ペットの受け入れ、飼育について検討する必要がある。
- 住宅の一部を被災した方が、速やかに自邸での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を締結する必要がある。
- 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や地震被災建築物応急危険度判定士等の育成と連携を推進する必要がある。
- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化する必要がある。
- 地図情報・防災情報等の多様な地理空間情報を平時から整備・更新するとともに、それらの情報を提供・管理できるプラットフォームを構築して災害にも活用する必要がある。
- 地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地において市街地整備事業や街路整備等の実施、日頃から、市民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る必要がある。

- 市街地の緊急車両の通路及び避難路の通行障害の解消又は火災延焼を防止するため、4 mに満たない狭あい道路の調査・情報整備をするとともに、拡幅整備事業を推進することにより、安全な市街地の形成を図る必要がある。
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。
- 本市の海拔ゼロメートル地帯では、県地震被害想定調査で、地震直後の堤防の倒壊による浸水やその後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、県と連携し、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う必要がある。
- 海拔ゼロメートル地帯等の長期湛水が見込まれる地域において、地震や津波、洪水・高潮等による浸水や湛水を防ぐため、排水ポンプ車を保有している機関や事業者等と連携して訓練を行う等、早期に浸水や湛水を解消するための排水対策を推進する必要がある。
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や、河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する必要がある。
- 港湾施設や河川施設の維持管理については、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、港湾や河川に堆積した土砂の撤去を行うとともに、その処分地となる埋立地の整備を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。
- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁や緑地の整備を着実に進める必要がある。
- 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る必要がある。
- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会」の再構築に向けて、河川管理者・県・市等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、中小河川も含めた河川において、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する必要がある。
- 大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進する必要がある。
- 高潮・波浪等による被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、海岸保全基本計画に基づき海岸整備を推進する必要がある。

- 施設等の整備にあたっては、コスト縮減を図りながら、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を基本として、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用等に取り組む必要がある。
- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う必要がある。
- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合等、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、市民に迅速に避難情報を提供する体制を整備する必要がある。
- 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設の耐震化その他の整備を促進し、帰宅困難者の受入に必要な滞在場所を確保していく必要がある。
- 避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進めていく必要がある。
- 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店等のフランチャイズチェーン等と応援協定を締結している県と連携し、各店舗を災害時帰宅支援ステーションとして活用する体制を整備する必要がある。
- 災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、宿泊施設等と連携した情報収集に努め、適切な対応が取れるよう対策を進める必要がある。
- 石垣等も含め、文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める必要がある。
- 博物館（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめることが必要である。
- 博物館等の展示物・収蔵物のほか、各地の有形・無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく必要がある。
- 空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリポートやホイスト救助が可能な場所の確保等を促進する必要がある。

3 保健医療・福祉

- 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める必要がある。
- 県と連携して災害医療コーディネータを軸とした「愛媛県医療救護活動要領」に基づく災害医療体制の充実強化を図る必要がある。
- 災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等に対する支援体制の強化を図る必要がある。
- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。

- 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT・DPATの受け入れを円滑に行うため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）やDMHIS（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備する必要がある。
- 大規模災害時に、重症患者の広域搬送等を円滑に行うため、ドクターヘリや消防防災ヘリ等の効率的な運用等を進める必要がある。
- 一人でも多くの市民が自力で避難できるよう、健康づくりや介護予防を推進する必要がある。
- 本市地域防災計画にて要配慮者利用施設に位置づけられている事業所について、避難確保計画の作成指導を引き続き行っていく必要がある。
- 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う必要がある。
- 大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。
- 被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築する必要がある。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等、特に配慮を要する「要配慮者」、ペット等の受入について、発災時にスムーズに対応できるよう避難所設置運営マニュアルの適宜見直しや支援マニュアル等の作成を検討する必要がある。
- 福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成等、支援体制を整える必要がある。
- 大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、県内市町と連携した広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進める必要がある。
- 災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることからその感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保する必要がある。

4 産業、金融、エネルギー

- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。
- 南海トラフ巨大地震の津波により 30cm 以上の浸水が予定される区域で、一定の施設や事業を管理・運営する事業者において、南海トラフ地震防災規定により、津波から利用客や従業員が円滑に避難できるよう、規定の作成指導を引き続き行っていく必要がある。
- 臨海部で津波浸水被害が想定されている本市において、地域と企業が連携した災害に強いまちづくり活動を推進し、地域と企業との災害時応援協定の締結や津波避難ビルを確保するとともに実効性のある訓練を実施していく必要がある。

- 平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける必要がある。
- 災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等の風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する必要がある。
- 大規模災害時において、金融機能が維持できるよう、災害対策の実施を金融機関へ働きかける必要がある。
- 大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化する必要がある。
- 特に燃料供給については、関係団体等と情報交換を行う等連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める必要がある。
- 長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を推進する必要がある。
- エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。
- 大規模災害による電力不足に備え、電力事業者と協議し、あらかじめ電力復旧のための拠点となる場所を確保しておく必要がある。
- 燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料備蓄等需要家側の対策についても支援を強化する必要がある。
- 災害に強い産業構造を構築するために、事業環境の整備を総合的に推進する必要がある。
- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。

5 ライフライン、情報通信

- 大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、事業者と連携して、施設や設備の耐震化等防災対策を進める必要がある。
- 迅速な復旧復興のためには、各ライフライン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、平時から情報共有や意見交換を行うとともに、顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する。
- 原子力発電所の万が一の事故に備え、訓練や研修に参加する等原子力防災対策の一層の充実強化を図る必要がある。
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化に加え、土砂・浸水災害対策及び停電対策等を推進する必要がある。
- 限りある水資源を有効に活用するため、実態に応じた水利用の調整に努めるとともに、水源地域の森林整備や農地の保全、地下水の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進める必要がある。

- 水資源の重要性に関する啓発を行い、市民の節水意識の高揚に努め、節水型社会づくりを推進する必要がある。
- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、Ｊアラート（全国瞬時警報システム）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、本市安全・安心情報お届けメール、緊急速報メール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市ホームページ・ＳＮＳ等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。
- 近年の洪水特性や避難状況等を踏まえ、県と連携し、市民等に対し迅速かつ的確に河川防災情報を提供する必要がある。
- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する必要がある。
- 災害時における通信規制及び電話回線の損傷等に備え、情報・通信事業者や団体との連携を図るとともに、過疎地防災情報モニターや衛星携帯電話等による情報伝達体制を整備する必要がある。
- 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線ＬＡＮ環境の整備を推進する必要がある。
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、市民に対する的確な情報提供が出来るよう、同報系防災行政無線等情報通信施設の整備を進めるほか、Ｌアラート（災害情報共有システム）やＪアラート（全国瞬時警報システム）等の充実を図るとともに、緊急速報メールや本市安全・安心情報お届けメール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市ＳＮＳ等の普及を促進する必要がある。

6 交通・物流

- 本市では、市域の約７割が山林となっており、大規模災害時には孤立集落の発生が予想されるため、農道や林道等も含めた代替ルートの確保に努める必要がある。
- 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備する必要がある。
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する必要がある。
- 大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や各種交通施設の耐震化・整備等の防災対策を推進する必要がある。
- 暴風雪、豪雪に備え、国や県、関係機関と連携し、災害発生時に迅速に道路復旧対応等を実行できる体制を維持する必要がある。

- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る必要がある。
- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化や、橋りょう、トンネル、舗装、法面等の保全を推進する必要がある。
- 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づき、訓練や定期的な見直し等を行い、計画の実効性を高めていくとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める必要がある。
- 海拔表示板等を整備して災害時における避難誘導の支援を行う必要がある。
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道について橋りょうの架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める必要がある。
- 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う必要がある。
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。
- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める必要がある。
- 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努める等、実効性を高めるための取組を推進する必要がある。
- 水産物の生産・流通の重要拠点である漁港において、主要陸揚げ岸壁等の重要施設の耐震・耐津波強化対策を着実に進める必要がある。
- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施する等、計画の実効性を高める必要がある。
- 鉄道施設は、災害時において、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する必要がある。
- 大規模災害に備えて救援物資を受け入れる拠点の確保に努めるとともに、物資の受け入れ手順や体制等について、国や県、関係機関等と連携した訓練や過去の災害における課題等を踏まえ、検証や見直しを行う必要がある。

- 災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る必要がある。
- 家庭における備蓄や本市による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る必要がある。
- 集落から避難所への避難路等の整備に努めるとともに、道路や港湾等における防災対策を着実に進める必要がある。
- 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める必要がある。

7 農林水産

- 大規模災害における被害を軽減するため、農地を適切に整備して農地の持つ多面的機能（洪水防止、土砂崩壊、土壌侵食防止等）を確保する必要がある。
- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する必要がある。
- ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域図やハザードマップを作成する必要がある。
- 農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保全管理や、自主的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する必要がある。
- 農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合と連携し、防災対策を促進する必要がある。
- 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める必要がある。
- 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開するため、農林水産業版の事業継続計画（BCP）の策定を推進する必要がある。
- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める必要がある。
- 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。

- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する必要がある。
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める必要がある。
- 地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時に自立的な防災・復旧活動が行われるよう地域資源を活用した都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。
- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を促進するとともに、総合的な渇水対策を行う必要がある。

8 環境

- 大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、下水道施設の業務継続計画（BCP）を策定し、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する必要がある。
- 大規模災害に備えて、下水道施設等の計画的な設備の整備（耐震化等防災対策を含む）・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。
- 浄化槽については、災害に強い合併浄化槽の整備を促進する必要がある。
- 地震や津波等により発生した廃棄物を迅速に処理するため、「西条市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の処理体制を構築するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図る必要がある。
- 「西条市災害廃棄物処理計画」の策定に合わせ、本市で同計画を策定するための具体的な手順等を示した「西条市災害廃棄物処理計画策定ガイドライン」を作成し、県と連携した災害廃棄物処理の体制を整備する必要がある。
- 災害時の廃棄物を速やかに処理するため、廃棄物処理関係団体等と、災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の締結を推進する必要がある。
- 災害時における有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための施設・資機材の整備や訓練、研修を行う必要がある。
- 大規模災害に伴う大量の災害廃棄物が発生することを想定し、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。
- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。

- 気候変動問題に対応するため、西条市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定して、市の事務事業における地球温暖化の防止対策を推進する必要がある。
- 気候変動問題に対応するため、西条市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定して、市全域における地球温暖化の防止対策を推進する必要がある。

2 横断的分野

1 リスクコミュニケーション

- 津波からの避難を確実にを行うため、防災説明会等において県地震被害想定調査における津波浸水想定周知や防災マップや液状化マップ等の説明を通じて、津波からの早期避難の徹底に努める必要がある。
- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、防災説明会や本市総合防災訓練等、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める必要がある。
- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等市民を対象とした実働的な訓練を実施する等、災害対応で7割を占めるとされる「自助」を推進する必要がある。
- 迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、本市、防災関係機関はもとより、市民や事業者においても、「いつ」、「誰が」、「何をやるのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進める必要がある。
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施する等、地域の防災力を高める必要がある。
- 避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、運営する人材の育成に努める必要がある。
- 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、防災説明会等で啓発を図る必要がある。
- 本市ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベント等あらゆる機会を通じ、市民に対し、住宅の耐震化、家具の固定、7日間程度（うち3日分は非常持出用）の家庭備蓄等事前の防災対策を呼びかける必要がある。
- 市民が適切な避難行動をとれるよう、平時から避難情報が発表されたときの行動について、本市ホームページや広報、防災説明会等により周知・啓発を行う必要がある。
- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援等必要な取組を進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や市民が参加する訓練を実施する必要がある。

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。
- 災害時には市民活動団体の協力も必要となることから、顔の見える関係性を構築するため、研修会等の実施や団体相互の交流促進及びネットワーク化の推進を図る必要がある。
- 社会福祉協議会が主体となり、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、市と連携して災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行う等、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する必要がある。
- 大規模災害による火災に備え、市民に対し公表制度による重大違反対象物利用のリスク回避や、住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの普及率向上等により火災予防の啓発を進めていく必要がある。
- 災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。
- 市民への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる必要がある。
- 避難所において、認知症の症状が悪化する等の二次被害が懸念されることから、認知症サポーター養成講座等を活用しながら、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行い、被害の低減を図る必要がある。
- 飼い主に対して、ペットの適正な飼育や災害への備え等に関する普及啓発を行う必要がある。

2 老朽化対策

- 老朽化等が進む本市施設の長寿命化対策を推進するため、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える必要がある。
- 老朽化した本市のごみ焼却施設の長寿命化を行い、災害時の故障リスクを低減し、災害ごみの円滑な処理を図る必要がある。
- 橋りょうやトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行う等、計画的な老朽化対策を実施する必要がある。
- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める必要がある。
- 水門や樋門、ダム等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努める等、長寿命化対策を計画的に進める必要がある。
- 大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、事業者と連携して、施設や設備の老朽化対策を進める必要がある。

- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。
- 農地の湛水被害を防止するため、湛水防除施設の整備や長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。
- 大規模災害に備えて、ストックマネジメント計画に基づき下水道施設等の老朽化対策を順次行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。

3 地域づくり

- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士等の地域防災リーダーの育成に積極的に取組、市民の防災意識の向上を図る必要がある。
- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る必要がある。
- 人口が減少している地域等においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する必要がある。
- 円滑かつ迅速な復興を図るため、他市町の動向を見極めつつ事前の復興方針の策定等について検討していく必要がある。
- 地域自治組織の推進や自治会への支援を推進し、災害が起きた時の市民の対応力の向上を図る必要がある。
- 県地震被害想定では、堤防の全壊による海水の流入により県内最大の 2,674 人の津波による死傷者が出る想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく必要がある。

第3節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価

「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに、脆弱性の分析・評価を実施した。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

- 本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う必要がある。
- 大規模災害に備え、本市施設の耐震化等防災対策を推進する必要がある。
- 庁舎や消防施設等災害拠点施設が被災により使用できない場合を想定して設定している代替施設を適宜見直していく必要がある。
- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める必要がある。
- 大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やRPA・AI等新技術の導入等による情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。
- 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う必要がある。
- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取り組む必要がある。
- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。
- 災害時の火災に備え、消防資機材や消防車両、耐震性貯水槽等を整備する必要がある。
- 救助・救出活動が迅速に行えるよう、救助資機材や救助工作車両等を整備する必要がある。
- 幼稚園や保育園、こども園において、園児及び教職員が災害に対応できるよう、幼年消防クラブ活動等を通じ火災予防の啓発や防災教育、防災訓練を実施する必要がある。
- 小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する必要がある。
- 大規模災害では、火災により被害がさらに大きくなることから、小中学校において、火災予防の啓発や訓練を継続して実施する必要がある。

- 子どもの安否情報を逐次的確に提供できるようにする等、家族の安全を確信できる条件整備を進める必要がある。
- 本市における住宅の耐震化率の状況は約 71.2%と、全国平均（約 82%）を下回る水準となっていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。
- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る必要がある。
- 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める必要がある。
- 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性があるブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。
- 東日本大震災等で大規模に盛土造成された宅地において滑動崩落が発生したことを受け、宅地被害の軽減を図るため大規模盛土造成地を抽出するとともに、マップ及び調査優先度の作成・公表等により市民へ情報共有を図る必要がある。また、抽出された大規模盛土造成地に対して安全性を把握する必要がある。
- 老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、県と連携し、空き家の除去等を促進する必要がある。
- 地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地において市街地整備事業や街路整備等の実施、日頃から、市民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る必要がある。
- 市街地の緊急車両の通路及び避難路の通行障害の解消又は火災延焼を防止するため、4 mに満たない狭あい道路の調査・情報整備をするとともに、拡幅整備事業を推進することにより、安全な市街地の形成を図る必要がある。
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル 1 津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。
- 本市の海拔ゼロメートル地帯では、県地震被害想定調査で、地震直後の堤防の倒壊による浸水やその後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、県と連携し、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う必要がある。
- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁や緑地の整備を着実に進める必要がある。

- 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設の耐震化その他の整備を促進し、帰宅困難者の受入に必要な滞在場所を確保していく必要がある。
- 石垣等も含め、文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める必要がある。
- 博物館（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめることが必要である。
- 博物館等の展示物・収蔵物のほか、各地の有形・無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく必要がある。
- 空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリポートやホイスト救助が可能な場所の確保等を促進する必要がある。
- 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う必要がある。
- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、Jアラート（全国瞬時警報システム）、Lアラート（災害情報共有システム）、本市安全安心情報お届けメール、緊急速報メール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市ホームページ・SNS等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。
- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する必要がある。
- 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する必要がある。
- 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う必要がある。
- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、防災説明会や本市総合防災訓練等、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める必要がある。
- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等市民を対象とした実働的な訓練を実施する等、災害対応で7割を占めるとされる「自助」を推進する必要がある。
- 迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、本市、防災関係機関はもとより、市民や事業者においても、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進める必要がある。

- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施する等、地域の防災力を高める必要がある。
- 本市ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベント等あらゆる機会を通じ、市民に対し、住宅の耐震化、家具の固定、7日間程度（うち3日分は非常持出用）の家庭備蓄等事前の防災対策を呼びかける必要がある。
- 市民が適切な避難行動をとれるよう、平時から避難情報が発表されたときの行動について、本市ホームページや広報、防災説明会等により周知・啓発を行う必要がある。
- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援等必要な取組を進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や市民が参加する訓練を実施する必要がある。
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。
- 大規模災害による火災に備え、市民に対し公表制度による重大違反对象物利用のリスク回避や、住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの普及率向上等により火災予防の啓発を進めていく必要がある。
- 災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。
- 老朽化等が進む本市施設の長寿命化対策を推進するため、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える必要がある。
- 老朽化した本市のごみ焼却施設の長寿命化を行い、災害時の故障リスクを低減し、災害ごみの円滑な処理を図る必要がある。
- 橋りょうやトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行う等、計画的な老朽化対策を実施する必要がある。
- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める必要がある。
- 水門や樋門、ダム等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努める等、長寿命化対策を計画的に進める必要がある。
- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士等の地域防災リーダーの育成に積極的に取組、市民の防災意識の向上を図る必要がある。
- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る必要がある。

- 地域自治組織の推進や自治会への支援を推進し、災害が起きた時の市民の対応力の向上を図る必要がある。
- 県地震被害想定では、堤防の全壊による海水の流入により県内最大の 2,674 人の津波による死傷者が出る想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく必要がある。

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- 大規模災害に備え、本市施設の耐震化等防災対策を推進する必要がある。(再掲)
- 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う必要がある。(再掲)
- 大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取り組む必要がある。(再掲)
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。(再掲)
- 本市における住宅の耐震化率の状況は約 71.2%と、全国平均(約 82%)を下回る水準となっていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。(再掲)
- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る必要がある。(再掲)
- 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める必要がある。(再掲)
- 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性があるブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。(再掲)
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波(レベル 1 津波:概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度)を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。(再掲)
- 本市の海拔ゼロメートル地帯では、県地震被害想定調査で、地震直後の堤防の倒壊による浸水やその後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、県と連携し、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う必要がある。(再掲)
- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁や緑地の整備を着実に進める必要がある。(再掲)

- 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る必要がある。
- 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う必要がある。(再掲)
- 南海トラフ巨大地震の津波により 30cm 以上の浸水が予定される区域で、一定の施設や事業を管理・運営する事業者において、南海トラフ地震防災規定により、津波から利用客や従業員が円滑に避難できるよう、規定の作成指導を引き続き行っていく必要がある。
- 臨海部で津波浸水被害が想定されている本市において、地域と企業が連携した災害に強いまちづくり活動を推進し、地域と企業との災害時応援協定の締結や津波避難ビルを確保するとともに実効性のある訓練を実施していく必要がある。
- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、J アラート（全国瞬時警報システム）、L アラート（災害情報共有システム）、本市安全・安心情報お届けメール、緊急速報メール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市ホームページ・SNS 等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。(再掲)
- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する必要がある。(再掲)
- 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線 LAN 環境の整備を推進する必要がある。(再掲)
- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画（BCP）を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施する等、計画の実効性を高める必要がある。
- 集落から避難所への避難路等の整備に努めるとともに、道路や港湾等における防災対策を着実に進める必要がある。
- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。
- 津波からの避難を確実にを行うため、防災説明会等において県地震被害想定調査における津波浸水想定の周知や防災マップや液状化マップ等の説明を通じて、津波からの早期避難の徹底に努める必要がある。
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。(再掲)
- 老朽化等が進む本市施設の長寿命化対策を推進するため、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える必要がある。(再掲)

- 老朽化した本市のごみ焼却施設の長寿命化を行い、災害時の故障リスクを低減し、災害ごみの円滑な処理を図る必要がある。(再掲)
- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める必要がある。(再掲)
- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士等の地域防災リーダーの育成に積極的に取組、市民の防災意識の向上を図る必要がある。(再掲)
- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る必要がある。(再掲)
- 地域自治組織の推進や自治会への支援を推進し、災害が起きた時の市民の対応力の向上を図る必要がある。(再掲)
- 県地震被害想定では、堤防の全壊による海水の流入により県内最大の 2,674 人の津波による死傷者が出る想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく必要がある。(再掲)

1-3 台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生、また暴風雪や雪害等による多数の死傷者の発生

- 大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生する恐れがある場合、空振りを恐れず、適切に市民に対し避難指示（緊急）や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に市民に伝達できる手段の確保等を行う必要がある。
- 台風等風水害による被害が予測される場合は、浸水が想定される地域に臨時ポンプの設置を検討・設置する必要がある。
- 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う必要がある。(再掲)
- 本市職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める必要がある。
- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。(再掲)
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。(再掲)

- 幼稚園や保育園、こども園において、園児及び教職員が災害に対応できるよう、幼年消防クラブ活動等を通じ火災予防の啓発や防災教育、防災訓練を実施する必要がある。(再掲)
- 小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する必要がある。(再掲)
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や、河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する必要がある。
- 港湾施設や河川施設の維持管理については、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、港湾や河川に堆積した土砂の撤去を行うとともに、その処分地となる埋立地の整備を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。
- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁や緑地の整備を着実に進める必要がある。(再掲)
- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会」の再構築に向けて、河川管理者・県・市等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、中小河川も含めた河川において、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する必要がある。
- 大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進する必要がある。
- 高潮・波浪等による被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、海岸保全基本計画に基づき海岸整備を推進する必要がある。
- 施設等の整備にあたっては、コスト縮減を図りながら、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を基本として、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用等に取り組む必要がある。
- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う必要がある。
- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合等、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、市民に迅速に避難情報を提供する体制を整備する必要がある。
- 一人でも多くの市民が自力で避難できるよう、健康づくりや介護予防を推進する必要がある。
- 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う必要がある。(再掲)
- 近年の洪水特性や避難状況等を踏まえ、県と連携し、市民等に対し迅速かつ的確に河川防災情報を提供する必要がある。

- 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する必要がある。（再掲）
- 暴風雪、豪雪に備え、国や県、関係機関と連携し、災害発生時に迅速に道路復旧対応等を実行できる体制を維持する必要がある。
- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る必要がある。
- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化や、橋りょう、トンネル、舗装、法面等の保全を推進する必要がある。
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道について橋りょうの架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める必要がある。
- 大規模災害における被害を軽減するため、農地を適切に整備して農地の持つ多面的機能（洪水防止、土砂崩壊、土壌侵食防止等）を確保する必要がある。
- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する必要がある。
- ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域図やハザードマップを作成する必要がある。
- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める必要がある。
- 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。
- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する必要がある。
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める必要がある。
- 気候変動問題に対応するため、西条市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定して、市の事務事業における地球温暖化の防止対策を推進する必要がある。
- 気候変動問題に対応するため、西条市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定して、市全域における地球温暖化の防止対策を推進する必要がある。
- 地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時に自立的な防災・復旧活動が行われるよう地域資源を活用した都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。

- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施する等、地域の防災力を高める必要がある。(再掲)
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。(再掲)
- 市民への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる必要がある。
- 水門や樋門、ダム等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努める等、長寿命化対策を計画的に進める必要がある。(再掲)
- 農地の湛水被害を防止するため、湛水防除施設の整備や長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。
- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士等の地域防災リーダーの育成に積極的に取組、市民の防災意識の向上を図る必要がある。(再掲)
- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る必要がある。(再掲)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う必要がある。(再掲)
- 被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進め、効率的に配送できるよう防災倉庫や支所・サービスセンターにて適切に管理する必要がある。
- 大規模災害時の拠点となる庁舎や消防施設等において、災害対応に必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄等執務環境の整備に努める必要がある。
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。(再掲)
- 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める必要がある。
- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。

- 特に燃料供給については、関係団体等と情報交換を行う等連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める必要がある。
- エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化に加え、土砂・浸水災害対策及び停電対策等を推進する必要がある。
- 災害時における通信規制及び電話回線の損傷等に備え、情報・通信事業者や団体との連携を図るとともに、過疎地防災情報モニターや衛星携帯電話等による情報伝達体制を整備する必要がある。
- 大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確認するための検討や各種交通施設の耐震化・整備等の防災対策を推進する必要がある。
- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化や、橋りょう、トンネル、舗装、法面等の保全を推進する必要がある。(再掲)
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。
- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める必要がある。
- 災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る必要がある。
- 家庭における備蓄や本市による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る必要がある。
- 本市ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベント等あらゆる機会を通じ、市民に対し、住宅の耐震化、家具の固定、7日間程度(うち3日分は非常持出用)の家庭備蓄等事前の防災対策を呼びかける必要がある。(再掲)
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。(再掲)
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。
- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る必要がある。(再掲)

2-2 山間部において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生

- 地図情報・防災情報等の多様な地理空間情報を平時から整備・更新するとともに、これらの情報を提供・管理できるプラットフォームを構築して災害にも活用する必要がある。
- 空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリポートやホイスト救助が可能な場所の確保等を促進する必要がある。(再掲)
- 本市では、市域の約7割が山林となっており、大規模災害時には孤立集落の発生が予想されるため、農道や林道等も含めた代替ルートの確保に努める必要がある。
- 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備する必要がある。
- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化や、橋りょう、トンネル、舗装、法面等の保全を推進する必要がある。(再掲)
- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援等必要な取組を進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や市民が参加する訓練を実施する必要がある。(再掲)

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める必要がある。(再掲)
- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対処能力の向上を図る必要がある。(再掲)
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。(再掲)
- 地域や事業所等に働きかけ、消防団員の確保に努める必要がある。
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。(再掲)
- 大規模災害に備えて救援物資を受け入れる拠点の確保に努めるとともに、物資の受け入れ手順や体制等について、国や県、関係機関等と連携した訓練や過去の災害における課題等を踏まえ、検証や見直しを行う必要がある。
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。(再掲)
- 災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。(再掲)

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

- 避難所に防災倉庫等を設置して、毛布やトイレ、発電機等防災資機材の充実を図る必要がある。
- 子どもの安否情報を逐次的確に提供できるようにする等、家族の安全を確信できる条件整備を進める必要がある。(再掲)
- 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設の耐震化その他の整備を促進し、帰宅困難者の受入に必要な滞在場所を確保していく必要がある。(再掲)
- 避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進めていく必要がある。
- 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店等のフランチャイズチェーン等と応援協定を締結している県と連携し、各店舗を災害時帰宅支援ステーションとして活用する体制を整備する必要がある。
- 災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、宿泊施設等と連携した情報収集に努め、適切な対応が取れるよう対策を進める必要がある。
- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。(再掲)
- 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する必要がある。(再掲)
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する必要がある。
- 鉄道施設は、災害時において、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する必要がある。

2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る必要がある。(再掲)
- 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める必要がある。(再掲)
- 県と連携して災害医療コーディネータを軸とした「愛媛県医療救護活動要領」に基づく災害医療体制の充実強化を図る必要がある。

- 災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等に対する支援体制の強化を図る必要がある。
- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。
- 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT・DPATの受け入れを円滑に行うため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）やDMHIS（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備する必要がある。
- 大規模災害時に、重症患者の広域搬送等を円滑に行うため、ドクターヘリや消防防災ヘリ等の効率的な運用等を進める必要がある。
- 福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成等、支援体制を整える必要がある。
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。（再掲）
- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める必要がある。（再掲）

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。（再掲）
- 災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることからその感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保する必要がある。（再掲）
- 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT・DPATの受け入れを円滑に行うため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）やDMHIS（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備する必要がある。（再掲）
- 大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。
- 被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築する必要がある。
- 大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、県内市町と連携した広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進める必要がある。
- 大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、下水道施設の業務継続計画（BCP）を策定し、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する必要がある。

- 大規模災害に備えて、下水道施設等の計画的な設備の整備（耐震化等防災対策を含む）・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。
- 大規模災害に備えて、ストックマネジメント計画に基づき下水道施設等の老朽化対策を順次行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることからその感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保する必要がある。（再掲）
- 避難所に防災倉庫等を設置して、毛布やトイレ、発電機等防災資機材の充実を図る必要がある。（再掲）
- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る必要がある。（再掲）
- 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める必要がある。（再掲）
- 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や地震被災建築物応急危険度判定士等の育成と連携を推進する必要がある。
- 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT・DPATの受け入れを円滑に行うため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）やDMHIS（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備する必要がある。（再掲）
- 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う必要がある。（再掲）
- 被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築する必要がある。（再掲）
- 福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成等、支援体制を整える必要がある。（再掲）
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化に加え、土砂・浸水災害対策及び停電対策等を推進する必要がある。（再掲）
- 避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、運営する人材の育成に努める必要がある。
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。（再掲）

- 避難所において、認知症の症状が悪化する等の二次被害が懸念されることから、認知症サポーター養成講座等を活用しながら、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行い、被害の低減を図る必要がある。
- 飼い主に対して、ペットの適正な飼育や災害への備え等に関する普及啓発を行う必要がある。
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。(再掲)

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の行政機能の大幅な低下

- 本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う必要がある。(再掲)
- 大規模災害に備え、本市施設の耐震化等防災対策を推進する必要がある。(再掲)
- 庁舎や消防施設等災害拠点施設が被災により使用できない場合を想定して設定している代替施設を適宜見直していく必要がある。(再掲)
- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める必要がある。(再掲)
- 大規模災害時の拠点となる庁舎や消防施設等において、災害対応に必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄等執務環境の整備に努める必要がある。(再掲)
- 大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ確かな情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やRPA・AI等新技術の導入等による情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。(再掲)
- 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う必要がある。(再掲)
- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。(再掲)
- 大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取り組む必要がある。(再掲)
- 本市職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める必要がある。(再掲)
- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。(再掲)
- 被災から速やかに生活が再建できるよう、罹災証明の発行、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備する必要がある。
- 災害発生時における被留置者等の避難又は解放の措置について、留置施設や矯正施設等を所管する関係機関等との相互連絡体制を構築する必要がある。
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。(再掲)

- 県内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携体制の充実と継続的な訓練の実施が必要である。
- 地域や事業所等に働きかけ、消防団員の確保に努める必要がある。(再掲)
- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る必要がある。(再掲)
- 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める必要がある。(再掲)
- 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT・DPATの受け入れを円滑に行うため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）やDMHIS（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備する必要がある。(再掲)
- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。(再掲)
- 老朽化等が進む本市施設の長寿命化対策を推進するため、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える必要がある。(再掲)
- 老朽化した本市のごみ焼却施設の長寿命化を行い、災害時の故障リスクを低減し、災害ごみの円滑な処理を図る必要がある。(再掲)

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める必要がある。(再掲)
- 大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やRPA・AI等新技術の導入等による情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。(再掲)
- 災害時における通信規制及び電話回線の損傷等に備え、情報・通信事業者や団体との連携を図るとともに、過疎地防災情報モニターや衛星携帯電話等による情報伝達体制を整備する必要がある。(再掲)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、市民に対する的確な情報提供が出来るよう、同報系防災行政無線等情報通信施設の整備を進めるほか、Lアラート（災害情報共有システム）やJアラート（全国瞬時警報システム）等の充実を図るとともに、緊急速報メールや本市安全・安心情報お届けメール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市SNS等の普及を促進する必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 大規模災害時に、国や県、県内各市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やR P A・A I等新技術の導入等による情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。(再掲)
- 大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生する恐れがある場合、空振りを恐れず、適切に市民に対し避難指示(緊急)や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に市民に伝達できる手段の確保等を行う必要がある。(再掲)
- 小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する必要がある。(再掲)
- 本市地域防災計画にて要配慮者利用施設に位置づけられている事業所について、避難確保計画の作成指導を引き続き行っていく必要がある。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等、特に配慮を要する「要配慮者」、ペット等の受入れについて、発災時にスムーズに対応できるよう避難所設置運営マニュアルの適宜見直しや支援マニュアル等の作成を検討する必要がある。
- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、Jアラート(全国瞬時警報システム)、Lアラート(災害情報共有システム)、本市安全・安心情報お届けメール、緊急速報メール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市ホームページ・SNS等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。(再掲)
- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する必要がある。(再掲)
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、市民に対し的確な情報提供が出来るよう、同報系防災行政無線等情報通信施設の整備を進めるほか、Lアラート(災害情報共有システム)やJアラート(全国瞬時警報システム)等の充実を図るとともに、緊急速報メールや本市安全・安心情報お届けメール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市SNS等の普及を促進する必要がある。(再掲)
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。(再掲)

- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、防災説明会や本市総合防災訓練等、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める必要がある。(再掲)
- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等市民を対象とした実働的な訓練を実施する等、災害対応で7割を占めるとされる「自助」を推進する必要がある。(再掲)
- 迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、本市、防災関係機関はもとより、市民や事業者においても、「いつ」、「誰が」、「何をやるのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進める必要がある。(再掲)
- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援等必要な取組を進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や市民が参加する訓練を実施する必要がある。(再掲)

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁や緑地の整備を着実に進める必要がある。(再掲)
- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。(再掲)
- 特に燃料供給については、関係団体等と情報交換を行う等連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める必要がある。(再掲)
- エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。(再掲)
- 燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆるSS過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料備蓄等需要家側の対策についても支援を強化する必要がある。
- 災害に強い産業構造を構築するために、事業環境の整備を総合的に推進する必要がある。
- 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備する必要がある。(再掲)
- 大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や各種交通施設の耐震化・整備等の防災対策を推進する必要がある。(再掲)

- 暴風雪、豪雪に備え、国や県、関係機関と連携し、災害発生時に迅速に道路復旧対応等を実行できる体制を維持する必要がある。(再掲)
- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化や、橋りょう、トンネル、舗装、法面等の保全を推進する必要がある。(再掲)
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。(再掲)
- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施する等、計画の実効性を高める必要がある。(再掲)
- 農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合と連携し、防災対策を促進する必要がある。

5-2 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響

- 大規模災害時において、金融機能が維持できるよう、災害対策の実施を金融機関へ働きかける必要がある。

5-3 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

- 被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進め、効率的に配送できるよう防災倉庫や支所・サービスセンターにて適切に管理する必要がある。(再掲)
- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁や緑地の整備を着実に進める必要がある。(再掲)
- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。(再掲)
- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化や、橋りょう、トンネル、舗装、法面等の保全を推進する必要がある。(再掲)
- 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努める等、実効性を高めるための取組を推進する必要がある。
- 水産物の生産・流通の重要拠点である漁港において、主要陸揚げ岸壁等の重要施設の耐震・耐津波強化対策を着実に進める必要がある。
- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施する等、計画の実効性を高める必要がある。(再掲)

- 災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る必要がある。(再掲)
- 家庭における備蓄や本市による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る必要がある。(再掲)
- 農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合と連携し、防災対策を促進する必要がある。(再掲)
- 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める必要がある。
- 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開するため、農林水産業版の事業継続計画（BCP）の策定を推進する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止

- 大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化する必要がある。
- 長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を推進する必要がある。
- エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。(再掲)
- 大規模災害による電力不足に備え、電力事業者と協議し、あらかじめ電力復旧のための拠点となる場所を確保しておく必要がある。
- 大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、事業者と連携して、施設や設備の耐震化等防災対策を進める必要がある。
- 迅速な復旧復興のためには、各ライフライン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、平時から情報共有や意見交換を行うとともに、顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する。
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化に加え、土砂・浸水災害対策及び停電対策等を推進する必要がある。(再掲)
- 限りある水資源を有効に活用するため、実態に応じた水利用の調整に努めるとともに、水源地域の森林整備や農地の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進める必要がある。
- 水資源の重要性に関する啓発を行い、市民の節水意識の高揚に努め、節水型社会づくりを推進する必要がある。

- 災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る必要がある。(再掲)
- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を促進するとともに、総合的な渇水対策を行う必要がある。
- 大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、事業者と連携して、施設や設備の老朽化対策を進める必要がある。
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。(再掲)
- 県地震被害想定では、堤防の全壊による海水の流入により県内最大の 2,674 人の津波による死傷者が出る想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく必要がある。(再掲)

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、下水道施設の業務継続計画（BCP）を策定し、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する必要がある。(再掲)
- 大規模災害に備えて、下水道施設等の計画的な設備の整備（耐震化等防災対策を含む）・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。(再掲)
- 浄化槽については、災害に強い合併浄化槽の整備を促進する必要がある。
- 大規模災害に備えて、ストックマネジメント計画に基づき下水道施設等の老朽化対策を順次行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。(再掲)

6-3 基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海）の長期間にわたる機能停止

- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁や緑地の整備を着実に進める必要がある。(再掲)
- 大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や各種交通施設の耐震化・整備等の防災対策を推進する必要がある。(再掲)
- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る必要がある。(再掲)

- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化や、橋りょう、トンネル、舗装、法面等の保全を推進する必要がある。(再掲)
- 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づき、訓練や定期的な見直し等を行い、計画の実効性を高めていくとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める必要がある。
- 海拔表示板等を整備して災害時における避難誘導の支援を行う必要がある。
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道について橋りょうの架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める必要がある。(再掲)
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。(再掲)
- 鉄道施設は、災害時において、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する必要がある。(再掲)
- 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める必要がある。
- 橋りょうやトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行う等、計画的な老朽化対策を実施する必要がある。(再掲)
- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める必要がある。(再掲)

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- 大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やR P A・A I等新技術の導入等による情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。(再掲)
- 本市職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める必要がある。(再掲)
- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。(再掲)
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。(再掲)

- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁や緑地の整備を着実に進める必要がある。(再掲)
- 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る必要がある。(再掲)
- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る必要がある。(再掲)
- 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める必要がある。(再掲)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生

- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める必要がある。(再掲)
- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。(再掲)
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。(再掲)
- 県内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携体制の充実と継続的な訓練の実施が必要である。(再掲)
- 危険物施設等に対し、消防職員の立入検査や自衛消防隊等との合同訓練を実施し、防災・減災対策の充実強化を図る必要がある。
- 災害時の火災に備え、消防資機材や消防車両、耐震性貯水槽等を整備する必要がある。(再掲)
- 本市における住宅の耐震化率の状況は約 71.2%と、全国平均（約 82%）を下回る水準となっていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。(再掲)
- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る必要がある。(再掲)
- 地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地において市街地整備事業や街路整備等の実施、日頃から、市民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る必要がある。(再掲)

- 避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進めていく必要がある。(再掲)
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する必要がある。(再掲)
- 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づき、訓練や定期的な見直し等を行い、計画の実効性を高めていくとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める必要がある。(再掲)
- 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う必要がある。(再掲)
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。(再掲)
- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める必要がある。(再掲)
- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。(再掲)
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。(再掲)

7-2 たため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

- 幼稚園や保育園、こども園において、園児及び教職員が災害に対応できるよう、幼年消防クラブ活動等を通じ火災予防の啓発や防災教育、防災訓練を実施する必要がある。(再掲)
- 小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する必要がある。(再掲)
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。(再掲)
- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う必要がある。(再掲)

- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合等、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、市民に迅速に避難情報を提供する体制を整備する必要がある。(再掲)
- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、J アラート（全国瞬時警報システム）、Lアラート（災害情報共有システム）、本市安全・安心情報お届けメール、緊急速報メール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市ホームページ・SNS等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。(再掲)
- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する必要がある。(再掲)
- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する必要がある。(再掲)
- ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域図やハザードマップを作成する必要がある。(再掲)
- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める必要がある。(再掲)
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める必要がある。(再掲)
- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。(再掲)
- 市民への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる必要がある。(再掲)
- 県地震被害想定では、堤防の全壊による海水の流入により県内最大の 2,674 人の津波による死傷者が出る想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく必要がある。(再掲)

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

- 平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける必要がある。
- 原子力発電所の万が一の事故に備え、訓練や研修に参加する等原子力防災対策の一層の充実強化を図る必要がある。

- 災害時における有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための施設・資機材の整備や訓練、研修を行う必要がある。
- アスベスト対策を進めることで市民の生活環境の保全を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する必要がある。

7-4 農地、森林等の被害

- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化する必要がある。
- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う必要がある。（再掲）
- 農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する必要がある。
- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める必要がある。（再掲）
- 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。（再掲）
- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する必要がある。（再掲）
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める必要がある。（再掲）
- 地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時に自立的な防災・復旧活動が行われるよう地域資源を活用した都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。（再掲）
- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。（再掲）

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復興の大幅な遅れ

- 本市における住宅の耐震化率の状況は約71.2%と、全国平均（約82%）を下回る水準となっていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。（再掲）

- 地震や津波等により発生した廃棄物を迅速に処理するため、「西条市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の処理体制を構築するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図る必要がある。
- 「西条市災害廃棄物処理計画」の策定に合わせ、本市で同計画を策定するための具体的な手順等を示した「西条市災害廃棄物処理計画策定ガイドライン」を作成し、県と連携した災害廃棄物処理の体制を整備する必要がある。
- 災害時の廃棄物を速やかに処理するため、廃棄物処理関係団体等と、災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の締結を推進する必要がある。
- 大規模災害に伴う大量の災害廃棄物が発生することを想定し、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。

8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。（再掲）
- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る必要がある。（再掲）
- 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める必要がある。（再掲）
- 災害時には市民活動団体の協力も必要となることから、顔の見える関係性を構築するため、研修会等の実施や団体相互の交流促進及びネットワーク化の推進を図る必要がある。
- 社会福祉協議会が主体となり、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、市と連携して災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行う等、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する必要がある。
- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る必要がある。（再掲）
- 人口が減少している地域等においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する必要がある。
- 円滑かつ迅速な復興を図るため、他市町の動向を見極めつつ事前の復興方針の策定等について検討していく必要がある。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失

- 石垣等も含め、文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める必要がある。（再掲）

- 博物館（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる必要がある。（再掲）
- 博物館等の展示物・収蔵物のほか、各地の有形・無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく必要がある。（再掲）
- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。
- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。（再掲）
- 人口が減少している地域等においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する必要がある。（再掲）

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復興の大幅な遅れ

- 台風等風水害による被害が予測される場合は、浸水が想定される地域に臨時ポンプの設置を検討・設置する必要がある。（再掲）
- 本市における住宅の耐震化率の状況は約 71.2%と、全国平均（約 82%）を下回る水準となっていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。（再掲）
- あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定する等の事前準備を進める必要がある。
- 仮設住宅を建設・提供する際には、ペットの受け入れ、飼育について検討する必要がある。
- 住宅の一部を被災した方が、速やかに自邸での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を締結する必要がある。
- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化する必要がある。（再掲）
- 地図情報・防災情報等の多様な地理空間情報を平時から整備・更新するとともに、それらの情報を提供・管理できるプラットフォームを構築して災害にも活用する必要がある。（再掲）
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル 1 津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。（再掲）
- 本市の海拔ゼロメートル地帯では、県地震被害想定調査で、地震直後の堤防の倒壊による浸水やその後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、県と連携し、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う必要がある。（再掲）
- 海拔ゼロメートル地帯等の長期湛水が見込まれる地域において、地震や津波、洪水・高潮等による浸水や湛水を防ぐため、排水ポンプ車を保有している機関や事業者等と連携して訓練を行う等、早期に浸水や湛水を解消するための排水対策を推進する必要がある。

- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や、河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する必要がある。(再掲)
- 港湾施設や河川施設の維持管理については、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、港湾や河川に堆積した土砂の撤去を行うとともに、その処分地となる埋立地の整備を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。(再掲)
- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁や緑地の整備を着実に進める必要がある。(再掲)
- 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る必要がある。(再掲)
- 大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進する必要がある。(再掲)
- 高潮・波浪等による被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、海岸保全基本計画に基づき海岸整備を推進する必要がある。(再掲)
- 南海トラフ巨大地震の津波により 30cm 以上の浸水が予定される区域で、一定の施設や事業を管理・運営する事業者において、南海トラフ地震防災規定により、津波から利用客や従業員が円滑に避難できるよう、規定の作成指導を引き続き行っていく必要がある。(再掲)
- 津波からの避難を確実にを行うため、防災説明会等において県地震被害想定調査における津波浸水想定の周知や防災マップや液状化マップ等の説明を通じて、津波からの早期避難の徹底に努める必要がある。(再掲)
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施する等、地域の防災力を高める必要がある。(再掲)
- 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、防災説明会等で啓発を図る必要がある。
- 県地震被害想定では、堤防の全壊による海水の流入により県内最大の 2,674 人の津波による死傷者が出る想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく必要がある。(再掲)

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

- 災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等の風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する必要がある。

第4章 本計画の推進方針

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

第3章第3節の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価結果を踏まえて、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な推進方針を次のとおり定めた。

なお、施策の達成度や進捗状況を把握するため、可能な限り重要業績指標（KPI：Key Performance Indicators）を設定し、毎年度、分析・評価や必要な見直し等を行っていく。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

- 本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う。【市長直轄組織】
- 大規模災害に備え、本市施設の耐震化等防災対策を推進する。【建設部・消防本部】
//主な事業//消防本部・東消防署庁舎更新整備事業、消防団拠点施設整備事業
- 庁舎や消防施設等災害拠点施設が被災により使用できない場合を想定して設定している代替施設を適宜見直していく。【市長直轄組織、消防本部、建設部】
- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める。【市長直轄組織、消防本部、建設部】
//主な事業//消防救急デジタル無線・緊急通信指令システム整備事業、ネット 119 緊急通報システム整備事業
- 大規模災害時に、国や県、県内各市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やRPA・AI等新技术の導入等による情報処理・収集・共有機能の強化を図る。【市長直轄組織、総務部】
//主な事業//電子計算機処理業務（自治体クラウド）、東予管内通信回線再構築事業、スマートシティ構築トライアル事業（消防 RPA）
- 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う。【市長直轄組織、総務部】

- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る。【市長直轄組織、消防本部】
//主な事業//防災事業
- 大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取り組む。【市長直轄組織、総務部】
//主な事業//防災事業
- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する。【市長直轄組織】
//主な事業//防災事業
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。【消防本部】
- 災害時の火災に備え、消防資機材や消防車両、耐震性貯水槽等を整備する。【消防本部】
//主な事業//消防水利整備事業、消防車両等整備事業、消防資機材整備事業、消防団装備整備事業
- 救助・救出活動が迅速に行えるよう、救助資機材や救助工作車両等を整備する。【消防本部】
//主な事業//消防車両等整備事業、消防資機材整備事業
- 幼稚園や保育園、こども園において、園児及び教職員が災害に対応できるよう、幼年消防クラブ活動等を通じ火災予防の啓発や防災教育、防災訓練を実施する。【こども・福祉部、消防本部】
- 小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する。【教育委員会事務局、消防本部】
- 大規模災害では、火災により被害がさらに大きくなることから、小中学校において、火災予防の啓発や訓練を継続して実施する。【教育委員会事務局】

- 子どもの安否情報を逐次的確に提供できるようにする等、家族の安全を確信できる条件整備を進める。【こども・福祉部、教育委員会事務局】

- 本市における住宅の耐震化率の状況は約 71.2%と、全国平均（約 82%）を下回る水準となっていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する。【建設部】

//主な事業//社会資本整備総合交付金（国）、防災・安全交付金（国）、住宅・建築物安全ストック形成事業（木造住宅耐震診断・耐震改修事業・耐風改修工事・耐震シェルター設置事業）

- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る。【こども・福祉部、建設部、教育委員会事務局】

//主な事業//社会資本整備総合交付金（国）、防災・安全交付金（国）、学校施設環境改善交付金（国）、次世代育成支援対策施設整備交付金（国）、保育所等整備交付金（国）、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（国）小中学校校舎改築・長寿命化事業（西条市学校施設長寿命化計画参照）、小中学校施設躯体健全化事業（西条市学校施設長寿命化計画参照）、小学校屋外トイレ改修事業、児童館管理運営事業、認定こども園整備事業、保育施設整備助成事業、公民館等耐震改築・長寿命化事業、公民館管理運営費、消防団拠点施設整備事業、文化会館施設改修事業、総合支所庁舎管理費、公営住宅等整備事業、更新住宅建設事業、公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅等ストック総合改善事業

- 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める。【こども・福祉部、建設部、教育委員会事務局】

//主な事業//社会資本整備総合交付金（国）、防災・安全交付金（国）、学校施設環境改善交付金（国）、住宅・建築物安全ストック形成事業、公営住宅等整備事業、更新住宅建設事業、公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅等ストック総合改善事業、小中学校校舎改築・長寿命化事業（西条市学校施設長寿命化計画参照）小中学校施設躯体健全化事業（西条市学校施設長寿命化計画参照）

- 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性があるブロック塀等の耐震化を促進する。【建設部】

//主な事業//社会資本整備総合交付金（国）、防災・安全交付金（国）、住宅・建築物安全ストック形成事業（ブロック塀等安全対策事業）

- 東日本大震災等で大規模に盛土造成された宅地において滑動崩落が発生したことを受け、宅地被害の軽減を図るため大規模盛土造成地を抽出するとともに、マップの作成・公表等により市民へ情報共有を図る。また、抽出された大規模盛土造成地に対して安全性を把握する必要がある。【建設部】

//主な事業//防災・安全交付金(国)、宅地耐震化推進事業、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）(国)

- 老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、県と連携し、空き家の除去等を促進する。【建設部】

//主な事業//社会資本整備総合交付金（国）、防災・安全交付金（国）、空家再生等推進事業（老朽危険空家除却事業）、住宅市街地総合整備促進事業費補助（空き家対策総合支援事業）

- 地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地において市街地整備事業や街路整備等の実施、日頃から、市民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る。【消防本部】

- 市街地の緊急車両の通路及び避難路の通行障害の解消又は火災延焼を防止するため、4mに満たない狭あい道路の調査・情報整備をするとともに、拡幅整備事業を推進することにより、安全な市街地の形成を図る。【建設部】

//主な事業//社会資本整備総合交付金(国)、防災・安全交付金（国）、狭あい道路整備等促進事業（街路事業）

- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める。【建設部】

//主な事業//防災・安全交付金(国)、港湾事業負担金(県)

- 本市の海拔ゼロメートル地帯では、県地震被害想定調査で、地震直後の堤防の倒壊による浸水やその後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、県と連携し、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う。【建設部】

//主な事業//防災・安全交付金(国)、港湾管理事業負担金(県)、港湾管理費、河川改修事業

- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震、津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁等の整備や防災拠点となる約 2.5ha の緑地整備を、国・県と連携し、計画的かつ着実に進める。【建設部】

//主な事業//東予港複合一貫輸送ターミナル整備事業〔直轄事業負担金（国）、港湾管理事業負担金(県)〕

- 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設の耐震化その他の整備を促進し、帰宅困難者の受入に必要な滞在場所を確保していく。

【市長直轄組織、建設部】

- 石垣等も含め、文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める。【教育委員会事務局】

//主な事業//文化財保護事業

- 博物館（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を小限にとどめる。【教育委員会事務局】

- 博物館等の展示物・収蔵物のほか、各地の有形・無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく。【教育委員会事務局】

- 空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリポートやホイスト救助が可能な場所の確保等を促進する。【消防本部】

- 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う。【市長直轄組織】

- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、J アラート（全国瞬時警報システム）、L アラート（災害情報共有システム）、本市安全・安心情報お届けメール、緊急速報メール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市ホームページ・SNS 等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する。【市長直轄組織、総務部】

//主な事業//災害情報伝達設備強化支援事業(県)、防災情報通信システム運営事業

- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する。【市長直轄組織】

//主な事業//防災事業

- 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する。【総務部】

- 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う。【建設部】

//主な事業//社会資本整備総合交付金(国)、通行障害既存耐震不適格建築物耐震化促進事業

- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、防災説明会や本市総合防災訓練等、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める。【市長直轄組織】

//主な事業//市民総合防災訓練実施事業、自主防災組織育成事業

- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等市民を対象とした実働的な訓練を実施する等、災害対応で7割を占めるとされる「自助」を推進する。【市長直轄組織】

- 迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、本市、防災関係機関はもとより、市民や事業者においても、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進める。【市長直轄組織】

//主な事業//自主防災組織育成事業

- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施する等、地域の防災力を高める。【市長直轄組織、環境部、消防本部】

- 本市ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベント等あらゆる機会を通じ、市民に対し、住宅の耐震化、家具の固定、7日間程度（うち3日分は非常持出用）の家庭備蓄等事前の防災対策を呼びかける。【市長直轄組織、建設部】

- 市民が適切な避難行動をとれるよう、平時から避難情報が発表されたときの行動について、本市ホームページや広報、防災説明会等により周知・啓発を行う。【市長直轄組織】
//主な事業//自主防災組織育成事業
- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援等必要な取組を進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や市民が参加する訓練を実施する。【市長直轄組織、こども・福祉部】
- 地域住民が主体となった地区防災計画の策定に向けた普及・啓発と計画策定のサポートを行う。【市長直轄組織】
- 大規模災害による火災に備え、市民に対し公表制度による重大違反対象物利用のリスク回避や、住宅用火災警報器及び震災後の通電火災による延焼拡大を抑制する為、感震ブレーカー設置等の普及率向上等により火災予防の啓発を進めていく。【消防本部】
- 災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る。【消防本部】
- 老朽化等が進む本市施設の長寿命化対策を推進するため、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える。【建設部、環境部】
//主な事業//防災・安全交付金(国)、橋りょう長寿命化事業、道路ストック安全対策事業、都市公園安全安心対策事業、管渠改築事業、終末処理場改築事業、雨水ポンプ場改築事業
- 老朽化した本市のごみ焼却施設の長寿命化を行い、災害時の故障リスクを低減し、災害ごみの円滑な処理を図る。【環境部】
//主な事業//循環型社会形成推進交付金（国）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（国）、廃棄物処理施設整備交付金（国）、道前クリーンセンター整備事業
- 橋りょうやトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行う等、計画的な老朽化対策を実施する。【建設部】
//主な事業//防災・安全交付金(国)橋りょう長寿命化事業、道路ストック安全対策事業

- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める。【建設部、産業部】

//主な事業//地方創生港整備推進交付金(国)、港湾管理費、水産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金

- 水門や樋門、ダム等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努める等、長寿命化対策を計画的に進める。【産業部】

//主な事業//農業水路等長寿命化・防災減災事業

- 老朽化した本市の火葬場の長寿命化を行い、災害時の故障リスクを低減し、円滑な火葬を行う。

//主な事業//やすらぎ苑整備事業

- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士等の地域防災リーダーの育成に積極的に取組、市民の防災意識の向上を図る。【市長直轄組織】

//主な事業//自主防災組織活性化支援事業（県）、自主防災組織育成事業、防災士育成事業

- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る。【市長直轄組織・教育委員会事務局】

//主な事業//自主防災組織育成事業

- 地域自治組織の推進や自治会への支援を推進し、災害が起きた時の市民の対応力の向上を図る。【市民生活部】

//主な事業//地域自治推進事業、地域づくり支援体制強化事業（R7 年度まで）、自治組織育成事業、コミュニティ施設整備事業

- 県地震被害想定では、堤防の全壊による海水の流入により県内最大の 2,331 人の津波による死傷者が出る想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく。【市長直轄組織、建設部】

1-1 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 業務継続計画（BCP）の策定・見直し	R4 年度見直し	R6 年度改定	R6 年度改定		市
○ 本市施設耐震化率	97.7%	97.7%	98.8%	100%	市
○ 庁舎や消防施設等災害拠点施設の代替施設設定率	100%	100%	100%	100%	市
○ 庁舎や消防署、市指定避難所における非常用電源（発電機含む）の設置率	100%	100%	100%	100%	市
○ 本市基幹システムのクラウド化	R1 年度導入	R1 年度導入	R1 年度導入	R1 年度導入	市
○ 県災害情報通信システムの導入	H27 年度導入	H27 年度導入	H27 年度導入	H27 年度導入	市
○ 本市職員向け研修・訓練の実施	4 回/年	4 回/年	5 回/年	4 回/年	市
○ 本市防災会議の開催や県防災訓練への参加	2 回/年	0 回/年 県防災訓練 台風中止	警防課 2 回/年 県総合防災 訓練 3 市合同 「大規模 災害を想定した実践的警備 訓練」	3 回/年	市
○ 本市職員参集メール応答訓練の実施	2 回/年	1 回/年	1 回/年	2 回/年	市
○ 本市受援計画の策定	R4 年度策定	R4 年度策定	R4 年度策定	R4 年度策定	市
○ 他機関との合同訓練の回数	2 回/年	3 回/年	3 回/年	3 回/年	市
○ 消防力の整備指針に基づく消火資機材（ポンプ車等）の平均充足率	100%	100%	100%	100%	市
○ 消防車両等更新整備計画に基づく整備数	4 台	3 台	2 台	15 台	市
○ 消防水利整備計画に基づく（耐震性貯水槽含む）整備数	7 基	3 基	5 基	63 基	市
○ 消防車両等更新整備計画に基づく救助工作車等の整備数率	100%	100%	100%	100%	市
○ 幼年消防クラブを結成している幼稚園や保育園、こども園の割合	100%	100%	100%	100%	市
○ 防災教育に地域と共に取り組んでいる小中学校の割合	100%	100%	100%	100%	市

○ 少年消防クラブを結成している小学校の割合	100%	100%	100%	100%	市
○ 救命入門コースを受講している中学校の割合	100%	100%	100%	100%	市
○ 火災予防訓練を実施している小中学校の割合	100%	100%	100%	100%	市
○ メール配信や連絡網等逐次的に連絡できる体制を整備している幼稚園、保育園、こども園の割合	100%	100%	100%	100%	市
○ メール配信や連絡網等逐次的に連絡できる体制を整備している小中学校の割合	100%	100%	100%	100%	市
○ 住宅耐震化率	78.0%	85.7%	85.7%	90%	市
○ 公立小中学校（非木造）の耐震化率 ※国の耐震基準の耐震化率であり、SRF 工法による耐震化は完了済み。	80.2%	81.7%	84.1%	80%	市
○ 市営住宅の耐震化率	92.8%	93.5%	94.0%	94.7%	市
○ 私立保育所・幼稚園等の耐震化率	90.32%	90.32%	90.32%	93.77%	市
○ 耐震化を図ったブロック塀の件数	8 件/年	6 件/年	6 件/年	10 件/年	市
○ 大規模盛土造成地マップの作成・公表	R1 年度公表	R1 年度公表	R1 年度公表	R1 年度公表	市
○ 第二次スクリーニング計画の作成・公表	計画の作成	安全性の把握(0箇所)	安全性の把握(0箇所)	安全性の把握(2箇所)	
○ 除去した空き家の件数	15 件/年	15 件/年	15 件/年	15 件/年	市
○ 都市計画街路密度	0.122km/k m ²	0.122km/k m ²	0.122km/k m ²	0.122km/km ²	市
○ 東予港（中央地区）複合一貫輸送ターミナルの整備率（直轄）	95%	99%	100%	R8 年度 100%	国
○ 緑地等関連施設の整備率（県）	97%	99%	99%	—	県
○ 災害時応援協定締結数	123 件	124 件	130 件	—	市
○ 展示・収蔵方法を見直した博物館の割合	44.4%	44.4%	55.5%	100%	市
○ 目録等の作成割合	100%	100%	100%	100%	市
○ 防災ヘリ等離着陸場所数	15 箇所	15 箇所	15 箇所	15 箇所	市
○ 市防災メールの登録者数	4,298 件	4,357 件	4,495 件	5,000 件	市
○ アプリ「防災情報さいじょう」の登録者数	13,020 件	13,468 件	14,265 件	15,000 件	市
○ 本庁等防災拠点における公衆無線 LAN の整備	H25 年度整備	H25 年度整備	H25 年度整備	—	市

○ 緊急避難路等が指定された後、通行障害既存不適格建築物の耐震診断にかかる費用の補助を実施	0 件	0 件	0 件	3 件（愛媛県道路啓開計画『ステップⅠ及びⅡ』に面する特定既存耐震不適格建築物）	市
○ 住民主体の説明会・防災訓練の開催回数	85 回/年	91 回/年	102 回/年	100 回/年	市
○ シェイクアウト訓練の実施	1 回/年	1 回/年	1 回/年	1 回/年	市
○ 加茂川・中山川洪水ハザードマップの作成	H29 年度作成	H29 年度作成	H29 年度作成	—	市
○ 渦井川洪水ハザードマップの作成	R2 年度作成	R2 年度作成	R2 年度作成	R2 年度作成	市
○ 内水浸水想定区域図の作成	—	—	R7 作成	R7 年度完成予定	市
○ 本市内水ハザードマップの作成	—	—	—	R8 年度完成予定	市
○ 公民館等において一般市民向けの住まいの地震対策講座の開催により、啓発・普及活動を実施	35 回/年	33 回/年	32 回/年	3 回/年	市
○ 住宅用火災警報器の普及率の向上	85%	82%	85%	85%	市
○ 公表該当重大違反對象物の数	0 件	0 件	0 件	0 件	市
○ 橋りょうの長寿命化計画の策定	R3 年度更新	R3 年度更新		—	市
○ トンネルの長寿命化計画の策定	R5 年度策定	R5 年度更新	R5 年度更新	—	市
○ 都市公園遊具の健全化率	95.92%	97.92%	98.61%	98.87%	市
○ 下水道施設におけるストックマネジメント計画の策定	R4 年度更新	R4 年度更新	R4 年度更新	—	市
○ ごみ焼却施設（道前クリーンセンター）延命化	—	—		R6 年度完了	市
○ 国土強靱化に必要な橋りょうの修繕数	63 橋	67 橋	71 橋	66 橋	市
○ 国土強靱化に必要なトンネルの修繕箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所	市
○ 自主防災組織率	94.3%	94.9%	95.0%	100%	市
○ 防災士育成人数	1,443 人	1,319 人	1,513 人	1,561 人	市
○ 本市地域コミュニティ基本指針に基づき、地域未来ビジョンを策定した地区数及び公民館に配置する地域づくり支援員数の確保(第2期総合計画) ○課題解決に向けた話し合いを実施する地区（第3期総合計画）	7 地区 7 人	8 地区 7 人	8 地区 7 人 (14 地区： 第3期総合計画基準)	27 地区 27 人 (21 地区： 第3期総合計画基準 R11 目標：25	市

				団体)	
--	--	--	--	-----	--

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- 大規模災害に備え、本市施設の耐震化等防災対策を推進する。(再掲)【建設部、消防本部】

//主な事業//消防本部・東消防署庁舎更新整備事業、消防団拠点施設整備事業

- 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う。(再掲)【市長直轄組織、総務部】

- 大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取り組む。(再掲)【市長直轄組織、総務部】

//主な事業//防災事業

- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。(再掲)【消防本部】

- 本市における住宅の耐震化率の状況は約 71.2%と、全国平均(約 82%)を下回る水準となっていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する。(再掲)【建設部】

//主な事業//社会資本整備総合交付金(国)、防災・安全交付金(国)、住宅・建築物安全ストック形成事業(木造住宅耐震診断・耐震改修事業・耐風改修工事・耐震シェルター設置事業)

- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る。(再掲)【こども・福祉部、建設部、教育委員会事務局】

//主な事業//社会資本整備総合交付金(国)、防災・安全交付金(国)、学校施設環境改善交付金(国)、次世代育成支援対策施設整備交付金(国)、保育所等整備交付金(国)、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(国)小中学校校舎改築・長寿命化事業(西条市学校施設長寿命化計画参照)、小中学校施設躯体健全化事業(西条市学校施設長寿命化計画参照)、小学校屋外トイレ改修事業、児童館管理運営事業、認定こども園整備事業、保育施設整備助成事業、公民館等耐震改築・長寿命化事業、公民館管理運営費、消防団拠点施設整備事業、文化会館施設改修事業、総合支所庁舎管理費、公営住宅等整備事業、更新住宅建設事業、公営住宅等ストック総合改善事業、

改良住宅等ストック総合改善事業

- 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める。【こども・福祉部、建設部、教育委員会事務局】

//主な事業//社会資本整備総合交付金（国）、防災・安全交付金(国)、学校施設環境改善交付金（国）、住宅・建築物安全ストック形成事業、公営住宅等整備事業、更新住宅建設事業、公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅等ストック総合改善事業、小中学校校舎改築・長寿命化事業（西条市学校施設長寿命化計画参照）、小中学校施設躯体健全化事業（西条市学校施設長寿命化計画参照）

- 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性があるブロック塀等の耐震化を促進する。（再掲）【建設部】

//主な事業//社会資本整備総合交付金（国）、防災・安全交付金（国）、住宅・建築物安全ストック形成事業（ブロック塀等安全対策事業）

- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める。（再掲）【建設部】

//主な事業//防災・安全交付金(国)、港湾管理事業負担金(県)

- 本市の海拔ゼロメートル地帯では、県地震被害想定調査で、地震直後の堤防の倒壊による浸水やその後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、県と連携し、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う。（再掲）【建設部】

//主な事業//防災・安全交付金(国)、港湾管理事業負担金(県)、港湾管理費、河川改修事業

- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震、津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁等の整備や防災拠点となる約2.5haの緑地整備を、国・県と連携し、計画的かつ着実に進める。（再掲）【建設部】

//主な事業//東予港複合一貫輸送ターミナル整備事業〔直轄事業負担金（国）、港湾管理事業負担金(県)〕

- 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る。【建設部、環境部】

//主な事業//港湾管理事業負担金(県)、雨水ポンプ場改築事業、雨水ポンプ場整備事業、終末処理場改築事業

- 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う。(再掲)【市長直轄組織】

- 南海トラフ巨大地震の津波により 30cm 以上の浸水が想定される区域で、一定の施設や事業を管理・運営する事業者において、南海トラフ地震防災規定を踏まえた消防計画を作成することにより、津波から利用客や従業員が円滑に避難できるよう、規定の作成指導を引き続き行っていく。【消防本部】

- 臨海部で津波浸水被害が想定されている本市において、地域と企業が連携した災害に強いまちづくり活動を推進し、地域と企業との災害時応援協定の締結や津波避難ビルを確保するとともに実効性のある訓練を実施していく。【市長直轄組織】

//主な事業//地域・企業等連携防災力強化事業

- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、J アラート（全国瞬時警報システム）、L アラート（災害情報共有システム）、本市安全・安心情報お届けメール、緊急速報メール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市ホームページ・SNS 等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する。(再掲)【市長直轄組織、総務部】

//主な事業//災害情報伝達設備強化支援事業(県)、防災情報通信システム運営事業

- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する。(再掲)【市長直轄組織】

//主な事業//防災事業

- 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線 LAN 環境の整備を推進する。(再掲)【総務部】

- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画（BCP）を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施する等、計画の実効性を高める。【産業部、建設部】

- 集落から避難所への避難路等の整備に努めるとともに、道路や港湾等における防災対策を着実に進める。【建設部】
//主な事業//社会資本整備総合交付金(国)、防災・安全交付金(国)、北条新田高松線道路改良事業、橋りょう耐震化事業
- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。【産業部、建設部】
- 津波からの避難を確実にを行うため、防災説明会等において県地震被害想定調査における津波浸水想定周知や防災マップや液状化マップ等の説明を通じて、津波からの早期避難の徹底に努める。【市長直轄組織】
- 地域住民が主体となった地区防災計画の策定に向けた普及・啓発と計画策定のサポートを行う。(再掲)【市長直轄組織】
- 老朽化等が進む本市施設の長寿命化対策を推進するため、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える。(再掲)【建設部、環境部】
//主な事業//防災・安全交付金(国)、橋りょう長寿命化事業、道路ストック安全対策事業、都市公園安全安心対策事業、管渠改築事業、終末処理場改築事業、雨水ポンプ場改築事業
- 老朽化した本市のごみ焼却施設の長寿命化を行い、災害時の故障リスクを低減し、災害ごみの円滑な処理を図る。【環境部】
//主な事業//循環型社会形成推進交付金(国)、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(国)、廃棄物処理施設整備交付金(国)、道前クリーンセンター整備事業
- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める。(再掲)【建設部、産業部】
//主な事業//地方創生港整備推進交付金(国)、港湾管理費、水産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金
- 老朽化した本市の火葬場の長寿命化を行い、災害時の故障リスクを低減し、円滑な火葬を行う。【環境部】
//主な事業//やすらぎ苑整備事業

- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士等の地域防災リーダーの育成に積極的に取組、市民の防災意識の向上を図る。(再掲)【市長直轄組織】

//主な事業//自主防災組織活性化支援事業(県)、自主防災組織育成事業、防災士育成事業

- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る。(再掲)【市長直轄組織、教育委員会事務局】

//主な事業//自主防災組織育成事業

- 地域自治組織の推進や自治会への支援を推進し、災害が起きた時の市民の対応力の向上を図る。(再掲)【市民生活部】

//主な事業//地域自治推進事業、地域づくり支援体制強化事業(R7年度まで)、自治組織育成事業、コミュニティ施設整備事業

- 県地震被害想定では、堤防の全壊による海水の流入により県内最大の2,331人の津波による死傷者が出る想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく。(再掲)【市長直轄組織、建設部】

1-2 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 本市施設耐震化率	97.7%	97.7%	98.8%	100%	市
○ 本市職員向け研修・訓練の実施	4 回/年	4 回/年	5 回/年	4 回/年	市
○ 本市職員参集メール応答訓練の実施	2 回/年	1 回/年	1 回/年	2 回/年	市
○ 他機関との合同訓練の回数	—	4 回/年	3 回/年	1 回/年	市
○ 住宅耐震化率	78.0%	85.7%	85.7%	90%	市
○ 公立小中学校(非木造)の耐震化率 ※国の耐震基準の耐震化率であり、SRF 工法による耐震化は完了済み。	80.2%	81.7%	84.1%	80%	市
○ 市営住宅の耐震化率	92.8%	93.5%	94.0%	94.7%	市
○ 私立保育所・幼稚園等の耐震化率	90.32%	90.32%	90.32%	93.77%	市

○ 耐震化を図ったブロック塀の件数	8 件/年	6 件/年	6 件/年	6 件/年	市
○ 東予港（中央地区）複合一貫輸送ターミナルの整備率（直轄）	95%	99%	100%	R8 年度 100%	国
○ 緑地等関連施設の整備率（県）	97%	99%	99%	—	県
○ 主な水門・ポンプ場等の耐震化率	16.7%	16.7%	16.7%	28.6%	市
○ 主な水門・ポンプ場等の電動化率	50.0%	50.0%	50.0%	42.9%	市
○ 西条市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、関係機関に配布（警察・各消防署）	—	100%	100%		市
○ 消防計画の提出率	83%	82%	90%	100%	市
○ 津波避難ビル指定箇所数	20 箇所	20 箇所	20 箇所	15 箇所	市
○ 市防災メールの登録者数	4,298 件	4,357 件	4,495 件	5,000 件	市
○ アプリ「防災情報さいじょう」の登録者数	13,020 件	13,468 件	14,265 件	15,000 件	市
○ 本庁等防災拠点における公衆無線 LAN の整備	H25 年度整備	H25 年度整備	H25 年度整備	—	市
○ 地区公民館への公衆無線 LAN 整備	R3 年度導入	R3 年度導入	R3 年度導入	R3 年度導入	市
○ 避難路整備の供用延長	0.24 k m	0.24 k m	0.34 k m	1.4 k m	市
○ 避難路に架かる橋りょうの耐震化	6 橋	6 橋	6 橋	5 橋	市
○ 防災マップの作成・配布	H30 年度更新	H30 年度更新	H30 年度更新	—	市
○ 液状化マップの作成・配布	H30 年度更新	H30 年度更新	H30 年度更新	—	市
○ 橋りょうの長寿命化計画の策定	R3 年度更新	R3 年度更新	R3 年度更新	—	市
○ トンネルの長寿命化計画の策定	R5 年度更新	R5 年度更新	R5 年度更新	—	市
○ 都市公園遊具の健全化率	95.92%	97.92%	98.61%	98.87%	市
○ 下水道施設におけるストックマネジメント計画の策定	R4 年度更新	R4 年度更新	R4 年度更新	R9 年度更新予定	市
○ ごみ焼却施設（道前クリーンセンター）延命化	—	—		R6 年度完了	市
○ 火葬場（やすらぎ苑）延命化	—	—	—	R7 年度完了	
○ 自主防災組織率	94.3%	94.9%	95.0%	100%	市
○ 防災士育成人数	1,443 人	1,319 人	1,513 人	1,561 人	市
○ 住民主体の説明会・防災訓練の開催回数	85 回/年	91 回/年	102 回/年	100 回/年	市
○ 本市地域コミュニティ基本指針に基づき、地域未来ビジョンを策定した地区数及び公民館に配置する地域づくり支援員数の確保（第 2 期総合計画）	7 地区 7 人	8 地区 7 人	8 地区 7 人	27 地区 27 人	市

○課題解決に向けた話し合いを実施する地区（第3期総合計画）	—	—	（14地区：第3期総合計画基準）	（21地区：第3期総合計画基準 R11 目標：25 団体）	市
-------------------------------	---	---	------------------	-------------------------------	---

1-3 台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生、また暴風雪や雪害等による多数の死傷者の発生

- 大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生する恐れがある場合、空振りを恐れず、適切に市民に対し避難指示（緊急）や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に市民に伝達できる手段の確保等を行う。【市長直轄組織】
- 台風等風水害による被害が予測される場合は、浸水が想定される地域に臨時ポンプの設置を検討・設置する。【市長直轄組織、環境部、産業部、建設部】
//主な事業//災害対応事業
- 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う。（再掲）【市長直轄組織、総務部】
- 本市職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める。【市長直轄組織、総務部】
//主な事業//防災事業
- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する。（再掲）【市長直轄組織】
//主な事業//防災事業
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。（再掲）【消防本部】
- 幼稚園や保育園、こども園において、園児及び教職員が災害に対応できるよう、幼年消防クラブ活動等を通じ火災予防の啓発や防災教育、防災訓練を実施する。（再掲）【こども・福祉部、消防本部】

- 小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する。(再掲)【教育委員会事務局、消防本部】
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や、河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する。【建設部、産業部、環境部】
//主な事業//防災・安全交付金(国)、雨水ポンプ場管理費、終末処理場管理費、港湾管理費、農山漁村地域整備交付金、農地保全に係る海岸メンテナンス事業(楠河西：排水機場・樋門・堤防補修)
- 港湾施設や河川施設の維持管理については、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風など複合災害による被害の拡大を防ぐため、港湾や河川に堆積した土砂の撤去を行うとともに、その処分地となる埋立地の整備を、県と連携し、計画的かつ着実に進める。【建設部】
//主な事業//港湾管理事業負担金(県)
- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震、津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁等の整備や防災拠点となる約2.5haの緑地整備を、国・県と連携し、計画的かつ着実に進める。【建設部】
//主な事業//東予港複合一貫輸送ターミナル整備事業〔直轄事業負担金(国)、港湾管理事業負担金(県)〕
- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会」の再構築に向けて、河川管理者・県・市等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、中小河川も含めた河川において、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。【市長直轄組織、建設部、消防本部】
- 大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進する。【建設部、産業部、環境部】
//主な事業//雨水ポンプ場整備事業、農村地域防災減災事業
- 高潮・波浪等による被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、海岸保全基本計画に基づき海岸整備を推進する。【建設部、産業部】
//主な事業//防災・安全交付金(国)、港湾管理事業負担金(県)、農山漁村地域整備交付金、農地保全に係る海岸メンテナンス事業(楠河西：排水機場・樋門・堤防補修)

- 施設等の整備にあたっては、コスト縮減を図りながら、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を基本として、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用等に取り組む。【産業部、建設部】

//主な事業//農業水路等長寿命化・防災減災事業（排水機場：機能保全計画の策定）

- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う。【建設部、産業部】

- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合等、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、市民に迅速に避難情報を提供する体制を整備する。【市長直轄組織】

- 一人でも多くの市民が自力で避難できるよう、健康づくりや介護予防を推進する。【こども・福祉部、健康増進部】

//主な事業//健康づくり推進事業、健康診査事業、健康教育推進事業、健康相談事業、訪問指導事業、運動推進事業、自殺対策事業、介護予防・日常生活支援総合事業、ピロリ菌感染検査事業

- 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う。（再掲）【市長直轄組織】

- 近年の洪水特性や避難状況等を踏まえ、県と連携し、市民等に対し迅速かつ的確に河川防災情報を提供する。【市長直轄組織】

- 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する。（再掲）【総務部】

- 暴風雪、豪雪に備え、国や県、関係機関と連携し、災害発生時に迅速に道路復旧対応等を実行できる体制を維持する。【建設部】

- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る。【建設部】

- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化や、橋りょう、トンネル、舗装、法面等の保全を推進する。【建設部】
//主な事業//防災・安全交付金(国)、社会資本整備総合交付金(国)、国道 11 号小松バイパス (国)、橋りょう長寿命化事業、橋りょう耐震化事業、道路ストック安全対策事業、楠浜北条線道路改良事業、下田明理川道路改良事業、喜多川朔日市線改良事業
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道について橋りょうの架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める。【産業部】
//主な事業//農山漁村地域整備交付金（橋りょう等：長寿命化計画策定）、林道維持管理事業、造林事業（市単独林道維持管理事業費補助金）
- 大規模災害における被害を軽減するため、農地を適切に整備して農地の持つ多面的機能（洪水防止、土砂崩壊、土壌侵食防止等）を確保する。【産業部】
//主な事業//団体営ほ場整備事業、県営ほ場整備事業、国営ほ場整備事業
- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する。【産業部】
//主な事業//農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、ため池豪雨災害緊急対策事業、農山漁村地域整備交付金
- ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域図やハザードマップを作成する。【産業部】
//主な事業//農村地域防災減災事業（ため池ハザードマップ作成事業）
- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める。【産業部】
//主な事業//治山事業
- 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【産業部】
//主な事業//鳥獣被害防止総合対策事業
- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する。【産業部】
//主な事業//森林・山村地域活性化推進対策事業、未来へつなぐ森林林業啓発事業

- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める。

【産業部】

//主な事業//治山事業、森林経営管理推進事業

- 地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時に自立的な防災・復旧活動が行われるよう地域資源を活用した都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化を促進する。

【産業部】

//主な事業//農村資源保全向上活動支援事業、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払事業、中山間地域等直接支払交付金

- 気候変動問題に対応するため、西条市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定して地球温暖化の防止対策を推進する。【環境部】

//主な事業//脱炭素社会推進事業

- 気候変動問題に対応するため、西条市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定して地球温暖化の防止対策を推進する。【環境部】

//主な事業//脱炭素重点対策加速化事業

- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施する等、地域の防災力を高める。（再掲）【市長直轄組織、環境部、消防本部】

- 地域住民が主体となった地区防災計画の策定に向けた普及・啓発と計画策定のサポートを行う。（再掲）【市長直轄組織】

- 市民への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる。【市長直轄組織、建設部】

//主な事業//自主防災組織育成事業

- 橋りょうやトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行う等、計画的な老朽化対策を実施する。【建設部】

//主な事業//防災・安全交付金(国)、橋りょう長寿命化事業、道路ストック安全対策事業

- 水門や樋門、ダム等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努める等、長寿命化対策を計画的に進める。(再掲)

【産業部】

//主な事業//農業水路等長寿命化・防災減災事業

- 農地の湛水被害を防止するため、湛水防除施設の整備や長寿命化対策を計画的に実施する。【産業部】

//主な事業//農業水路等長寿命化・防災減災事業（排水機場：機能保全計画の策定）、農村地域防災減災事業

- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士等の地域防災リーダーの育成に積極的に取組、市民の防災意識の向上を図る。(再掲)【市長直轄組織】

//主な事業//自主防災組織活性化支援事業（県）、自主防災組織育成事業、防災士育成事業

- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る。(再掲)【市長直轄組織、教育委員会事務局】

//主な事業//自主防災組織育成事業

1-3 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 本市避難指示等の判断・伝達マニュアルの策定	R3 年度見直し	R3 年度見直し	R8 年度見直し		市
○ 臨時・常設ポンプ設置箇所数	無し	5 箇所（下水） 無し（農林）	5 箇所（下水） 無し（河川） 2 箇所（産業）	35 箇所	市
○ 本市職員向け研修・訓練の実施	4 回/年	4 回/年	5 回/年	4 回/年	市
○ 本市受援計画の策定	R4 年度策定	R4 年度策定	R4 年度策定	R4 年度策定	市
○ 他機関との合同訓練の回数	—	4 回/年	3 回/年	1 回/年	市
○ 幼年消防クラブを結成している幼稚園や保育園、こども園の割合	100%	100%	100%	100%	市
○ 防災教育に地域と共に取組んでいる小中学校の割合	100%	100%	100%	100%	市

○ 少年消防クラブを結成している小学校の割合	100%	100%	100%	100%	市
○ 救命入門コースを受講している中学校の割合	100%	100%	100%	100%	市
○ 雨水排水用水門の設置基数	4 基	4 基	4 基	5 基	市
○ 汚水処理水放流用水門の設置基数	2 基	2 基	2 基	2 基	市
○ 東予港（中央地区）複合一貫輸送ターミナルの整備率（直轄）	95%	99%	100%	R8 年度 100%	国
○ 緑地等関連施設の整備率（県）	97%	99%	99%	99%	県
○ 大規模氾濫に関する減災対策協議会の開催回数	1 回/年	1 回/年	1 回/年	2 回/年	市
○ 雨水ポンプ場計画能力整備率（農水） （環境）	69.3%	72.5%(環境) 69.3%(産業)	72.5%(環境) 70.9%(産業)	78.5%(環境) 75.4%(産業)	市
○ 介護予防教室の参加者数	6,121 人	6,475 人	7,946 人	3,000 人	市
○ 西条市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、関係機関に配布（警察・各消防署）	—	100%	100%	100%	市
○ 本庁等防災拠点における公衆無線 LAN の整備	H25 年度整備	H25 年度整備	H25 年度整備	—	市
○ 地区公民館への公衆無線 LAN 整備	R3 年度導入	R3 年度導入	R3 年度導入	R3 年度導入	市
○ 道路啓開計画におけるマニュアルの作成や啓開訓練の実施	H29 年度策定	H29 年度策定	H29 年度策定	R4 年度見直し	市
○ 建設業協会との意見交換会実施	1 回/年	1 回/年	0 回/年	1 回/年	市
○ 国土強靱化に必要な橋りょうの修繕数	63 橋	67 橋	71 橋	66 橋	市
○ 国土強靱化に必要な橋りょうの耐震化数	8 橋	9 橋	10 橋	13 橋	市
○ 国土強靱化に必要なトンネルの修繕箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所	市
○ 楠浜北条線の供用延長	0 k m	0.8 k m	0.8 k m	1.4 k m	市
○ 下田明理川線の供用延長	0 k m	0.2 k m	0.55 k m	0.9 k m	市
○ 喜多川朔日市線の供用延長	2.1km	2.1km	2.1km	2.1 k m	市
○ 国道 11 号小松バイパスの供用延長	2.0 k m	2.4 k m	2.4 k m	2.4 k m	国
○ 水田ほ場整備率	41.70%	42.20%	43.20%	42.60%	市
○ ため池ハザードマップの策定	140 箇所	140 箇所	140 箇所	149 箇所	市
○ 森林経営管理推進事業（森林整備）の実施面積（単年度）	103ha	104ha	112ha	100ha	市
○ 公共施設由来の温室効果ガス排出量	32,605 t -CO2	—	35,819 t -CO2	2030 年度排出 目標 22,4714 t -CO2	市

○ 市域全体の温室効果ガス排出量	－	1,674 千 t - CO2	－	2030 年度排出目標	市
○ 加茂川・中山川洪水ハザードマップの作成	H29 年度作成	H29 年度作成	H29 年度作成	－	市
○ 渦井川洪水ハザードマップの作成	R2 年度作成	R2 年度作成	R2 年度作成	R2 年度作成	市
○ 水防訓練の実施	1 回/年	1 回/年	1 回/年	1 回/年	市
○ 内水浸水想定区域図の作成	－	－	R7 作成	R7 年度完成予定	市
○ 本市内水ハザードマップの作成	－	－	－	R8 年度完成予定	市
○ 住民主体の説明会・防災訓練の開催回数	85 回/年	91 回/年	102 回/年	100 回/年	市
○ 自主防災組織率	94.3%	94.9%	95.0%	100%	市
○ 防災士育成人数	1,443 人	1,319 人	1,513 人	1,561 人	市

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う。（再掲）【市長直轄組織】
- 被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進め、効率的に配送できるよう防災倉庫や支所・サービスセンターにて適切に管理する。【市長直轄組織】
//主な事業//災害対応備品等整備事業
- 大規模災害時の拠点となる庁舎や消防施設等において、災害対応に必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄等執務環境の整備に努める。【市長直轄組織、消防本部】
//主な事業//災害対応備品等整備事業
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。（再掲）【消防本部】
- 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める。【健康増進部】
//主な事業//病院事業会計負担金・補助金

- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する。【産業部】

//主な事業// (企業立地奨励措置)事業継続強化事業費奨励金

- 特に燃料供給については、関係団体等と情報交換を行う等連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める。【市長直轄組織、財務部、産業部】

- エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。【産業部、環境部】

- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化に加え、土砂・浸水災害対策及び停電対策等を推進する。【環境部】

- 災害時における通信規制及び電話回線の損傷等に備え、情報・通信事業者や団体との連携を図るとともに、過疎地防災情報モニターや衛星携帯電話等による情報伝達体制を整備する。【市長直轄組織】

//主な事業//過疎地防災情報モニター設置事業

- 大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や各種交通施設の耐震化・整備等の防災対策を推進する。【建設部】

//主な事業//防災・安全交付金(国)、橋りょう耐震化事業

- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化や、橋りょう、トンネル、舗装、法面等の保全を推進する。(再掲)【建設部】

//主な事業//防災・安全交付金(国)、社会資本整備総合交付金(国)、国道 11 号小松バイパス (国)、橋りょう長寿命化事業、橋りょう耐震化事業、道路ストック安全対策事業、楠浜北条線道路改良事業、下田明理川道路改良事業、喜多川朔日市線改良事業

- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める。【市長直轄組織】

//主な事業//防災情報通信システム運営事業

- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める。【市長直轄組織】

//主な事業//防災事業

- 災害時における飲料水や資材等の支援物資及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る。【市長直轄組織、環境部、建設部】
- 家庭における備蓄や本市による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る。【市長直轄組織】
- 本市ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベント等あらゆる機会を通じ、市民に対し、住宅の耐震化、家具の固定、7日間程度（うち3日分は非常持出用）の家庭備蓄等事前の防災対策を呼びかける。（再掲）【市長直轄組織、建設部】
- 地域住民が主体となった地区防災計画の策定に向けた普及・啓発と計画策定のサポートを行う。（再掲）【市長直轄組織】
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の老朽化対策を着実に推進する。【環境部】
- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る。（再掲）【市長直轄組織、教育委員会事務局】

//主な事業//自主防災組織育成事業

2-1 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 業務継続計画（BCP）の策定・見直し	R4 年度見直し	R6 年度改定	R6 年度改定	R6 年度改定	市
○ 水・食料の備蓄率	60.40%	56.14%	63.76%	100%	市
○ 災害対策本部職員の食料及び飲料水の確保状況	0%	0%	0%	100%	市
○ 他機関との合同訓練の回数	0 回/年	4 回/年	3 回/年	1 回/年	市
○ 事業継続力強化事業費奨励金の指定事業者数	0 件	1 件	0 件	—	市
○ 基幹管路（水道施設）の耐震化率	66.9%	66.9%	66.9%	70%	市
○ 孤立する可能性がある集落のうち複数の通信手段を整備している割合	100%	100%	100%	100%	市

○ 2次緊急輸送道路の耐震化	2 橋	2 橋	2 橋	2 橋	市
○ 高規格幹線道路にある跨道橋の耐震化	0 橋	1 橋	1 橋	2 橋	市
○ 国土強靱化に必要な橋りょうの修繕数	63 橋	67 橋	71 橋	66 橋	市
○ 国土強靱化に必要な橋りょうの耐震化数	8 橋	9 橋	10 橋	13 橋	市
○ 国土強靱化に必要なトンネルの修繕箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所	市
○ 楠浜北条線の供用延長	0 k m	0.8 k m	0.8km	1.4 k m	市
○ 下田明理川線の供用延長	0 k m	0.2 k m	0.55 k m	0.9 k m	市
○ 喜多川朔日市線の供用延長	2.1km	2.1km	2.1km	2.1 k m	市
○ 国道 11 号小松バイパスの供用延長	2.4 k m	2.4 k m	2.4 k m	2.4 k m	国
○ 県 AI 活用災害分析システム利用検討会への参加	—	—	—	3 回/年	市
○ 本市防災会議の開催や県防災訓練への参加	1 回/年	1 回/年	1 回/年	3 回/年	市
○ 国、県、各団体との応援協定締結数	123 件	124 件	130 件	—	市
○ 災害時応援協定締結数	123 件	124 件	130 件	90 件	市
○ 公民館等において一般市民向けの住まいの地震対策講座の開催により、啓発・普及活動を実施	35 回/年	33 回/年	32 回/年	3 回/年	市
○ 住民主体の説明会・防災訓練の開催回数	85 回/年	91 回/年	102 回/年	100 回/年	市

2-2 山間部において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生

- 地図情報・防災情報等の多様な地理空間情報を平時から整備・更新するとともに、それらの情報を提供・管理できるプラットフォームを構築して災害にも活用する。【市長直轄組織、産業部】

//主な事業//農村地域防災減災事業（ため池ハザードマップ作成事業）

- 空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリポートやホイスト救助が可能な場所の確保等を促進する。（再掲）【消防本部】

- 本市では、市域の約 7 割が山林となっており、大規模災害時には孤立集落の発生が予想されるため、農道や林道等も含めた代替ルートの確保に努める。【建設部】

//主な事業//地方創生道整備推進交付金(国)、道路改良事業（市道舟形市之川線等）

- 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備する。【建設部】

//主な事業//災害対応事業（崩土除去等）

- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化や、橋りょう、トンネル、舗装、法面等の保全を推進する。(再掲)【建設部】

//主な事業//防災・安全交付金(国)、社会資本整備総合交付金(国)、国道 11 号小松バイパス (国)、橋りょう長寿命化事業、橋りょう耐震化事業、道路ストック安全対策事業、楠浜北条線道路改良事業、下田明理川道路改良事業、喜多川朔日市線改良事業

- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援等必要な取組を進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や市民が参加する訓練を実施する。(再掲)【市長直轄組織、こども・福祉部】

2-2 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ ため池浸水想定区域図等の策定	156 箇所	156 箇所	156 箇所	156 箇所	市
○ 防災ヘリ等離着陸場所数	15 箇所	15 箇所	15 箇所	15 箇所	市
○ 代替ルートの整備延長	0.05 k m	0.05 k m	0.05 k m	1 k m	市
○ 道路啓開計画におけるマニュアルの作成や啓開訓練の実施	H29 年度策定	H29 年度策定	H29 年度策定	R4 年度見直し	市
○ 国土強靱化に必要な橋りょうの修繕数	63 橋	67 橋	71 橋	66 橋	市
○ 国土強靱化に必要な橋りょうの耐震化数	8 橋	9 橋	10 橋	13 橋	市
○ 国土強靱化に必要なトンネルの修繕箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所	市
○ 楠浜北条線の供用延長	0 k m	0.8 k m	0.8 k m	1.4 k m	市
○ 下田明理川線の供用延長	0 k m	0.2 k m	0.55 k m	0.9 k m	市
○ 喜多川朔日市線の供用延長	2.1 k m	2.1 k m	2.1 k m	2.1 k m	市
○ 国道 11 号小松バイパスの供用延長	2.4 k m	2.4 k m	2.4 k m	2.4 k m	国
○ 本市防災会議の開催や県防災訓練への参加	2 回/年	2 回/年	1 回/年	3 回/年	市

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める。(再掲)【市長直轄組織、消防本部、建設部】

//主な事業//消防救急デジタル無線・緊急通信指令システム整備事業、ネット 119 緊急通報システム整備事業

- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る。(再掲)【市長直轄組織、消防本部】

//主な事業//防災事業

- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。(再掲)【消防本部】

- 地域や事業所等に働きかけ、消防団員の確保に努める。【消防本部】

- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める。(再掲)【市長直轄組織】

//主な事業//防災情報通信システム運営事業

- 大規模災害に備えて救援物資を受け入れる拠点の確保に努めるとともに、物資の受け入れ手順や体制等について、国や県、関係機関等と連携した訓練や過去の災害における課題等を踏まえ、検証や見直しを行う。【市長直轄組織】

- 地域住民が主体となった地区防災計画の策定に向けた普及・啓発と計画策定のサポートを行う。(再掲)【市長直轄組織】

- 災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る。(再掲)【消防本部】

2-3 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 庁舎や消防署、市指定避難所における非常用電源（発電機含む）の設置率	100%	100%	100%	100%	市
○ 本市防災会議の開催や県防災訓練への参加	2 回/年	0 回/年	2 回/年	3 回/年	市
○ 他機関との合同訓練の回数	—	4 回/年	3 回/年	1 回/年	市

○ 本市が条例で定める消防団員の定数に対する実人数の割合	84.46%	81.41%	81.17%	100%	市
○ 県 AI 活用災害分析システム利用検討会への参加	—	—		3 回/年	市
○ 広域防災拠点の確保	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	市

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

- 避難所に防災倉庫等を設置して、毛布やトイレ、発電機等防災資機材の充実を図る。【市長直轄組織】

//主な事業//災害対応備品等整備事業

- 子どもの安否情報を逐次的確に提供できるようにする等、家族の安全を確信できる条件整備を進める。(再掲)【こども・福祉部、教育委員会事務局】

- 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設の耐震化その他の整備を促進し、帰宅困難者の受入に必要な滞在場所を確保していく。(再掲)【市長直轄組織、建設部】

- 避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進めていく。【建設部】

//主な事業//社会資本整備総合交付金(国)、公園整備・改修事業

- 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店等のフランチャイズチェーン等と応援協定を締結している県と連携し、各店舗を災害時帰宅支援ステーションとして活用する体制を整備する。【市長直轄組織】

- 災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、宿泊施設等と連携した情報収集に努め、適切な対応が取れるよう対策を進める。【企画部】

- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する。(再掲)【産業部】

//主な事業//（企業立地奨励措置）事業継続強化事業費奨励金

- 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する。(再掲)【総務部】

○ 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する。【建設部】

○ 鉄道施設は、災害時において、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する。【建設部】

//主な事業//防災・安全交付金(国)、橋りょう長寿命化事業、橋りょう耐震化事業

2-4 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 本市指定避難所における防災倉庫設置率	100%	100%	100%	100%	市
○ メール配信や連絡網等逐次的に連絡できる体制を整備している幼稚園、保育園、こども園の割合	100%	100%	100%	100%	市
○ メール配信や連絡網等逐次的に連絡できる体制を整備している小中学校の割合	100%	100%	100%	100%	市
○ 災害時応援協定締結数	123 件	124 件	130 件	—	市
○ 住区基幹公園から 800m 圏内の人口カバー率	88.8%	88.8%	88.8%	60%	市
○ 災害時帰宅支援ステーションの整備数	40 店舗	40 店舗	40 店舗	42 店舗	市
○ 事業継続力強化事業費奨励金の指定事業者数	0 件	1 件	0 件	—	市
○ 本庁等防災拠点における公衆無線 LAN の整備	H25 年度整備	H25 年度整備	H25 年度整備	—	市
○ 地区公民館への公衆無線 LAN 整備	R3 年度導入	R3 年度導入	R3 年度導入	R3 年度導入	市
○ 道路啓開計画におけるマニュアルの作成や啓開訓練の実施	H29 年度策定	H29 年度策定	H29 年度策定	R4 年度見直し	市
○ 鉄道に係る国土強靱化に必要な橋りょうの耐震化数	4 橋	4 橋	4 橋	4 橋	市

2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る。(再掲)【こども・福祉部、建設部、教育委員会事務局】
///主な事業//社会資本整備総合交付金(国)、防災・安全交付金(国)、学校施設環境改善交付金(国)、次世代育成支援対策施設整備交付金(国)、保育所等整備交付金(国)、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(国) 小中学校校舎改築・長寿命化事業(西条市学校施設長寿命化計画参照)、小中学校施設躯体健全化事業(西条市学校施設長寿命化計画参照)、小学校屋外トイレ改修事業、児童館管理運営事業、認定こども園整備事業、保育施設整備助成事業、公民館等耐震改築・長寿命化事業、公民館管理運営費、消防団拠点施設整備事業、文化会館施設改修事業、総合支所庁舎管理費、公営住宅等整備事業、更新住宅建設事業、公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅等ストック総合改善事業
- 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める。(再掲)【健康増進部】
//主な事業//病院事業会計負担金・補助金
- 県と連携して災害医療コーディネータを軸とした「愛媛県医療救護活動要領」に基づく災害医療体制の充実強化を図る。【健康増進部】
//主な事業//病院事業会計負担金・補助金
- 災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等に対する支援体制の強化を図る。【健康増進部】
//主な事業//病院事業会計負担金・補助金
- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する。【健康増進部】
//主な事業//病院事業会計負担金・補助金
- 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT・DPATの受け入れを円滑に行うため、EMIS(広域災害救急医療情報システム)やDMHIS(災害精神保健医療情報支援システム)の運用体制を整備する。【健康増進部・消防本部】

- 大規模災害時に、重症患者の広域搬送等を円滑に行うため、ドクターヘリや消防防災ヘリ等の効率的な運用等を進める。【消防本部】

- 福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成等、支援体制を整える。【こども・福祉部】

- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める。(再掲)【市長直轄組織】

//主な事業//防災情報通信システム運営事業

- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める。(再掲)【市長直轄組織】

//主な事業//防災事業

- 高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進する施設及び設備等の整備事業の実施により防災・感染防止体制の強化に資する。【こども・福祉部】

//主な事業//認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業、高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業、既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業、高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業、社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

2-5 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 公立小中学校（非木造）の耐震化率 ※国の耐震基準の耐震化率であり、SRF 工法による耐震化は完了済み。	80.2%	81.7%	84.1%	80%	市
○ 市営住宅の耐震化率	92.8%	93.5%	94.0%	94.7%	市
○ 私立保育所・幼稚園等の耐震化率	90.32%	90.32%	90.32%	93.77%	市
○ 公立病院医療コーディネーター連絡用 衛星携帯電話の設置率	100%	100%	100%	100%	市
○ E M I S 等を活用した訓練の実施回数	12 回/年	12 回/年	0 回/年	12 回/年	市
○ ドクターヘリ離着陸場所数	38 箇所	38 箇所	38 箇所	39 箇所	市
○ 本市福祉避難所設置運営マニュアルの 策定	H29 年度策定 R5 年度改定	H29 年度策定 R5 年度改定	H29 年度策定 R5 年度改定	—	市

○ 県 AI 活用災害分析システム利用検討会への参加	－	－	－	3 回/年	市
○ 本市防災会議の開催や県防災訓練への参加	1 回/年	1 回/年	1 回/年	3 回/年	市

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する。(再掲)【健康増進部】
//主な事業//病院事業会計負担金・補助金
- 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT・DPATの受け入れを円滑に行うため、EMISS（広域災害救急医療情報システム）やDMHISS（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備する。(再掲)【健康増進部、消防本部】
- 大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。【健康増進部】
//主な事業//予防事業
- 被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築する。【健康増進部】
- 大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、県内市町と連携した広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進める。【市長直轄組織、健康増進部、環境部】
//主な事業//やすらぎ苑管理運営事業
- 高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進する施設及び設備等の整備事業の実施により防災・感染防止体制の強化に資する。(再掲)【こども・福祉部】
//主な事業//認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業、高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業、既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業、高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業、社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

- 大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、下水道施設の業務継続計画（BCP）を策定し、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する。【環境部】

- 大規模災害に備えて、下水道施設等の計画的な設備の整備（耐震化等防災対策を含む）・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する。【環境部、建設部】

//主な事業//社会資本整備総合交付金(国)、防災・安全交付金（国）、管渠整備・管渠改築事業（汚水・雨水）、三津屋雨水ポンプ場整備事業、雨水ポンプ場管理費、終末処理場建設・改築事業

- 大規模災害に備えて、ストックマネジメント計画に基づき下水道施設等の老朽化対策を順次行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する。【環境部、建設部】

//主な事業//社会資本整備総合交付金(国)、防災・安全交付金（国）、管渠整備・管渠改築事業（汚水・雨水）、三津屋雨水ポンプ場整備事業、雨水ポンプ場管理費・改築事業、終末処理場改築事業

2-6 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ E M I S 等を活用した訓練の実施回数	12 回/年	12 回/年	0 回/年	12 回/年	市
○ 下水道 BCP 策定	H23 年度策定	H23 年度策定	H23 年度策定	—	市
○ 下水道による都市浸水対策達成率	22.5%	22.5%	23.2%	23.1%	市
○ 下水道処理場及びポンプ場の耐震化率	11.1%	11.1%	11.1%	20.0%	市
○ 地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	市
○ 下水道による雨水整備率	43.0%	43.0%	44.3%	44.1%	市
○ 下水道施設におけるストックマネジメント計画の策定	R4 年度更新	R4 年度更新	R4 年度更新	令和 9 年度更新予定	市
○ 本市内水ハザードマップの作成（実績）	H28 年度作成	H28 年度作成	H28 年度作成	—	市

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 避難所に防災倉庫等を設置して、毛布やトイレ、発電機等防災資機材の充実を図る。（再掲）【市長直轄組織】

//主な事業//災害対応備品等整備事業

- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る。再掲【こども・福祉部、建設部、教育委員会事務局】

//主な事業//社会資本整備総合交付金（国）、防災・安全交付金(国)、学校施設環境改善交付金（国）、次世代育成支援対策施設整備交付金（国）、保育所等整備交付金（国）、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（国）小中学校校舎改築・長寿命化事業（西条市学校施設長寿命化計画参照）、小中学校施設躯体健全化事業（西条市学校施設長寿命化計画参照）、小学校屋外トイレ改修事業、児童館管理運営事業、認定こども園整備事業、保育施設整備助成事業、公民館等耐震改築・長寿命化事業、公民館管理運営費、消防団拠点施設整備事業、文化会館施設改修事業、総合支所庁舎管理費、公営住宅等整備事業、更新住宅建設事業、公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅等ストック総合改善事業

- 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める。【こども・福祉部、建設部、教育委員会事務局】

//主な事業//社会資本整備総合交付金（国）、防災・安全交付金(国)、学校施設環境改善交付金（国）、住宅・建築物安全ストック形成事業、公営住宅等整備事業、更新住宅建設事業、公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅等ストック総合改善事業、小中学校校舎改築・長寿命化事業（西条市学校施設長寿命化計画参照）、小中学校施設躯体健全化事業（西条市学校施設長寿命化計画参照）、小学校屋外トイレ改修事業、西条児童館整備事業（令和3年度末で完了）、児童館管理運営事業、認定こども園整備事業、保育施設整備助成事業、公民館等耐震改築・長寿命化事業、公民館管理運営費、消防団拠点施設整備事業、文化会館施設改修事業、総合支所庁舎管理費

- 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や地震被災建築物応急危険度判定士等の育成と連携を推進する。【建設部】
- 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT・DPATの受け入れを円滑に行うため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）やDMHISS（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備する。（再掲）【健康増進部、消防本部】

- 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う。(再掲)【市長直轄組織】
- 被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築する。(再掲)【健康増進部】
- 福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成等、支援体制を整える。(再掲)【こども・福祉部】
//主な事業//福祉センター管理運営事業
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化に加え、土砂・浸水災害対策及び停電対策等を推進する。(再掲)【環境部】
- 避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、運営する人材の育成に努める必要がある。【市長直轄組織、こども・福祉部】
//主な事業//自主防災組織育成事業
- 地域住民が主体となった地区防災計画の策定に向けた普及・啓発と計画策定のサポートを行う。(再掲)【市長直轄組織】
- 避難所において、認知症の症状が悪化する等の二次被害が懸念されることから、認知症サポーター養成講座等を活用しながら、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行い、被害の低減を図る。【こども・福祉部】
//主な事業//認知症サポーター養成事業
- 飼い主に対して、ペットの適正な飼育や災害への備え等に関する普及啓発を行う。【環境部】
//主な事業//動物愛護推進事業
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の老朽化対策を着実に推進する。(再掲)【環境部】

- 高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進する施設及び設備等の整備事業の実施により防災・感染防止体制の強化に資する。(再掲)【こども・福祉部】

//主な事業//認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業、高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業、既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業、高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業、社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

2-7 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 本市指定避難所における防災倉庫設置率	100%	100%	100%	100%	市
○ 公立小中学校（非木造）の耐震化率 ※国の耐震基準の耐震化率であり、SRF 工法による耐震化は完了済み。	80.2%	81.7%	84.1%	80%	市
○ 市営住宅の耐震化率	92.8%	93.5%	94.0%	94.7%	市
○ 私立保育所・幼稚園等の耐震化率	90.32%	90.32%	90.32%	93.77%	市
○ 被災宅地危険度判定士等育成研修開催数	1 回/年	1 回/年	1 回/年	1 回/年	市
○ E M I S 等を活用した訓練の実施回数	12 回/年	12 回/年	0 回/年	12 回/年	市
○ 西条市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、関係機関に配布（警察・各消防署）	100%	100%	100%		市
○ 本市福祉避難所設置運営マニュアルの策定	H29 年度策 R5 年度改定	H29 年度策 R5 年度改定	H29 年度策 R5 年度改定	—	市
○ 基幹管路（水道施設）の耐震化率	66.9%	66.9%	66.9%	70%	市
○ 住民主体の説明会・防災訓練の開催回数	85 回/年	91 回/年	102 回/年	100 回/年	市
○ 本市避難所設置運営マニュアルの策定及び見直し	H27 年度策定	H27 年度策定	H27 年度策定	—	市
○ 認知症サポーターの人数	16,870 人	17,636 人	18,335 人	13,000 人	市
○ 犬猫へのマイクロチップ装着費補助	7 件	15 件	6 件		市

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の行政機能の大幅な低下

- 本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う。（再掲）【市長直轄組織】
- 大規模災害に備え、本市施設の耐震化等防災対策を推進する。（再掲）【建設部、消防本部】
//主な事業//消防本部・東消防署庁舎更新整備事業、消防団拠点施設整備事業
- 庁舎や消防施設等災害拠点施設が被災により使用できない場合を想定して設定している代替施設を適宜見直していく。（再掲）【市長直轄組織、消防本部、建設部】
- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める。（再掲）【市長直轄組織、消防本部、建設部】
//主な事業//消防救急デジタル無線・緊急通信指令システム整備事業、ネット 119 緊急通報システム整備事業
- 大規模災害時の拠点となる庁舎や消防施設等において、災害対応に必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄等執務環境の整備に努める。（再掲）【市長直轄組織、消防本部】
//主な事業//災害対応備品等整備事業
- 大規模災害時に、国や県、県内各市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やRPA・AI等新技術の導入等による情報処理・収集・共有機能の強化を図る。（再掲）【市長直轄組織、総務部】
//主な事業//電子計算機処理業務（自治体クラウド）、東予管内通信回線再構築事業、スマートシティ構築トライアル事業（消防RPA）
- 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う。（再掲）【市長直轄組織、総務部】
- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る。（再掲）【市長直轄組織、消防本部】
//主な事業//防災事業
- 大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取り組む。（再掲）【市長直轄組織、総務部】
//主な事業//防災事業

- 本市職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める。(再掲)【市長直轄組織、総務部】
//主な事業//防災事業
- 本市職員(消防等も含む)・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する。(再掲)【市長直轄組織】
//主な事業//防災事業
- 被災から速やかに生活が再建できるよう、罹災証明の発行、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備する。
【市長直轄組織、財務部、こども・福祉部、総務部】
//主な事業//被災者生活再建支援システム構築事業、災害救助事業
- 災害発生時における被留置者等の避難又は解放の措置について、留置施設や矯正施設等を所管する関係機関等との相互連絡体制を構築する。【市長直轄組織】
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。(再掲)【消防本部】
- 県内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携体制の充実と継続的な訓練を実施する。【消防本部】
- 地域や事業所等に働きかけ、消防団員の確保に努める。(再掲)【消防本部】
- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る。(再掲)【こども・福祉部・建設部・教育委員会事務局】
//主な事業//社会資本整備総合交付金(国)、防災・安全交付金(国)、学校施設環境改善交付金(国)、次世代育成支援対策施設整備交付金(国)、保育所等整備交付金(国)、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(国)小中学校校舎改築・長寿命化事業(西条市学校施設長寿命化計画参照)、小中学校施設躯体健全化事業(西条市学校施設長寿命化計画参照)、小学校屋外トイレ改修事業、児童館管理運営事業、認定こども園整備事業、保育施設整備助成事業、公民館等耐震改築・長寿命化事業、公民館管理運営費、消防団拠点施設整備事業、文化会館施設改修事業、総合支所庁舎管理費、公営住宅等整備事業、更新住宅建設事業、公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅等ストック総合改善事業

- 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める。【こども・福祉部、建設部、教育委員会事務局】

//主な事業//社会資本整備総合交付金（国）、防災・安全交付金(国)、学校施設環境改善交付金（国）、住宅・建築物安全ストック形成事業、公営住宅等整備事業、更新住宅建設事業、公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅等ストック総合改善事業、小中学校校舎改築・長寿命化事業（西条市学校施設長寿命化計画参照）、小中学校施設躯体健全化事業（西条市学校施設長寿命化計画参照）、小学校屋外トイレ改修事業、西条児童館整備事業（令和3年度末で完了）、児童館管理運営事業、認定こども園整備事業、保育施設整備助成事業、公民館等耐震改築・長寿命化事業、公民館管理運営費、消防団拠点施設整備事業、文化会館施設改修事業、総合支所庁舎管理費

- 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT・DPATの受け入れを円滑に行うため、EMISS（広域災害救急医療情報システム）やDMHISS（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備する。（再掲）【健康増進部、消防本部】

- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する。（再掲）【産業部】

//主な事業//（企業立地奨励措置）事業継続強化事業費奨励金

- 老朽化等が進む本市施設の長寿命化対策を推進するため、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える。（再掲）【建設部、環境部】

//主な事業//防災・安全交付金(国)、橋りょう長寿命化事業、道路ストック安全対策事業、都市公園安全安心対策事業、管渠改築事業、終末処理場改築事業、雨水ポンプ場改築事業

- 老朽化した本市のごみ焼却施設の長寿命化を行い、災害時の故障リスクを低減し、災害ごみの円滑な処理を図る。（再掲）【環境部】

//主な事業//循環型社会形成推進交付金（国）、道前クリーンセンター整備事業

- 老朽化した本市の火葬場の長寿命化を行い、災害時の故障リスクを低減し、円滑な火葬を行う。【環境部】

//主な事業//やすらぎ苑整備事業

3-1 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 業務継続計画（BCP）の策定・見直し	R4 年度見直し	R6 年度改定	R6 年度改定	－	市
○ 本市施設耐震化率	97.7%	97.7%	98.8%	100%	市
○ 庁舎や消防施設等災害拠点施設の代替施設設定率	100%	100%	100%	100%	市
○ 庁舎や消防署、市指定避難所における非常用電源（発電機含む）の設置率	100%	100%	100%	100%	市
○ 災害対策本部職員の食料及び飲料水の確保状況	0%	0%	0%	100%	市
○ 本市基幹システムのクラウド化	R1 年度導入	R1 年度導入	R1 年度導入	R1 年度導入	市
○ 県災害情報通信システムの導入	H27 年度導入	H27 年度導入	H27 年度導入	－	市
○ 本市職員向け研修・訓練の実施	4 回/年	4 回/年	5 回/年	4 回/年	市
○ 本市防災会議の開催や県防災訓練への参加	2 回/年	0 回/年	2 回/年	3 回/年	市
○ 本市職員参集メール応答訓練の実施	2 回/年	1 回/年	1 回/年	2 回/年	市
○ 本市受援計画の策定	R4 年度策定	R4 年度策定	R4 年度策定	R4 年度策定	市
○ 被災者生活再建支援システムの導入	R1 年度導入	R1 年度導入	R7 年度導入	R1 年度導入	市
○ 西条刑務支所との連絡網の整備	H17 年度整備	H17 年度整備	H17 年度整備	毎年度更新	市
○ 他機関との合同訓練の回数	－	4 回/年	3 回/年	1 回/年	市
○ 緊急消防援助隊・県内応援における訓練回数	2 回/年	1 回/年	1 回/年	1 回/年	市
○ 愛媛県消防防災航空隊との合同訓練回数	1 回/年	2 回/年	2 回/年	2 回/年	市
○ 本市が条例で定める消防団員の定数に対する実人数の割合	84.46%	81.41%	81.17%	100%	市
○ 公立小中学校（非木造）の耐震化率 ※国の耐震基準の耐震化率であり、SRF 工法による耐震化は完了済み。	80.2%	81.7%	84.1%	80%	市
○ 市営住宅の耐震化率	92.8%	93.5%	94.0%	94.7%	市
○ 私立保育所・幼稚園等の耐震化率	90.32%	90.32%	90.32%	93.77%	市
○ E M I S 等を活用した訓練の実施回数	12 回/年	12 回/年	0 回/年	12 回/年	市
○ 事業継続力強化事業費奨励金の指定事業者数	0 件	1 件	0 件	－	市
○ 橋りょうの長寿命化計画の策定	R3 年度更新	R3 年度更新	R3 年度更新	－	市
○ トンネルの長寿命化計画の策定	R5 年度更新	R5 年度更新	R5 年度更新	－	市
○ 都市公園遊具の健全化率	95.92%	97.92%	98.61%	98.87%	市
○ 下水道施設におけるストックマネジメント計画の策定	R4 年度更新	R4 年度更新	R4 年度更新	－	市

○ ごみ焼却施設（道前クリーンセンター）延命化	—	—	—	R6 年度完了	市
○ 火葬場（やすらぎ苑）延命化	—	—	—	R7 年度完了	

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める。（再掲）【市長直轄組織、消防本部、建設部】

//主な事業//消防救急デジタル無線・緊急通信指令システム整備事業、ネット 119 緊急通報システム整備事業

- 大規模災害時に、国や県、県内各市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化や R P A ・ A I 等新技術の導入等による情報処理・収集・共有機能の強化を図る。（再掲）【市長直轄組織、総務部】

//主な事業//電子計算機処理業務（自治体クラウド）、東予管内通信回線再構築事業、スマートシティ構築トライアル事業（消防 RPA）

- 災害時における通信規制及び電話回線の損傷等に備え、情報・通信事業者や団体との連携を図るとともに、過疎地防災情報モニターや衛星携帯電話等による情報伝達体制を整備する。（再掲）【市長直轄組織】

//主な事業//過疎地防災情報モニター設置事業

4-1 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 庁舎や消防署、市指定避難所における非常用電源（発電機含む）の設置率	100%	100%	100%	100%	市
○ 本市基幹システムのクラウド化	R1 年度導入	R1 年度導入	R1 年度導入	R1 年度導入	市
○ 県災害情報通信システムの導入	H27 年度導入	H27 年度導入	H27 年度導入	—	市
○ 孤立する可能性がある集落のうち複数の通信手段を整備している割合	100%	100%	100%	100%	市

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、市民に対し的確な情報提供が出来るよう、同報系防災行政無線等情報通信施設の整備を進めるほか、Lアラート（災害情報共有システム）やJアラート（全国瞬時警報システム）等の充実を図るとともに、緊急速報メールや本市安全・安心情報お届けメール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市SNS等の普及を促進する。

【市長直轄組織】

//主な事業//防災事業

4-2 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 市防災メールの登録者数	4,298 件	4,357 件	4,495 件	5,000 件	市
○ アプリ「防災情報さいじょう」の登録者数	13,020 件	13,468 件	14,265 件	15,000 件	市

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 大規模災害時に、国や県、県内各市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やRPA・AI等新技術の導入等による情報処理・収集・共有機能の強化を図る。(再掲)【市長直轄組織、総務部】

//主な事業//電子計算機処理業務（自治体クラウド）、東予管内通信回線再構築事業、スマートシティ構築トライアル事業（消防RPA）

- 大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生する恐れがある場合、空振りを恐れず、適切に市民に対し避難指示（緊急）や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に市民に伝達できる手段の確保等を行う。(再掲)【市長直轄組織】
- 小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する。(再掲)【教育委員会事務局、消防本部】
- 本市地域防災計画にて要配慮者利用施設に位置づけられている事業所について、避難確保計画の作成指導を引き続き行っていく。【市長直轄組織、こども・福祉部】

- 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等、特に配慮を要する「要配慮者」、ペット等の受入れについて、発災時にスムーズに対応できるよう避難所設置運営マニュアルの適宜見直しや支援マニュアル等の作成については、国・県の動向を注視しながら検討していく。【こども・福祉部、健康増進部、市民生活部、環境部】
- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、J アラート（全国瞬時警報システム）、L アラート（災害情報共有システム）、本市安全・安心情報お届けメール、緊急速報メール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市ホームページ・SNS 等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する。（再掲）【市長直轄組織、総務部】
//主な事業//災害情報伝達設備強化支援事業(県)、防災情報通信システム運営事業
- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する。（再掲）【市長直轄組織】
//主な事業//防災事業
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、市民に対する確かな情報提供が出来るよう、同報系防災行政無線等情報通信施設の整備を進めるほか、L アラート（災害情報共有システム）やJ アラート（全国瞬時警報システム）等の充実を図るとともに、緊急速報メールや本市安全・安心情報お届けメール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市SNS 等の普及を促進する。（再掲）【市長直轄組織】
//主な事業//防災事業
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める。（再掲）【市長直轄組織】
//主な事業//防災情報通信システム運営事業
- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、防災説明会や本市総合防災訓練等、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める。（再掲）【市長直轄組織】
//主な事業//市民総合防災訓練実施事業、自主防災組織育成事業
- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等市民を対象とした実働的な訓練を実施する等、災害対応で7割を占めるとされる「自助」を推進する。（再掲）【市長直轄組織】

- 迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、本市、防災関係機関はもとより、市民や事業者においても、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進める。（再掲）【市長直轄組織】

//主な事業//自主防災組織育成事業

- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援等必要な取組を進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や市民が参加する訓練を実施する。（再掲）【市長直轄組織、こども・福祉部】

4-3 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 本市基幹システムのクラウド化	R1 年度導入	R1 年度導入	R1 年度導入	R1 年度導入	市
○ 県災害情報通信システムの導入	H27 年度導入	H27 年度導入	H27 年度導入	—	市
○ 本市避難指示等の判断・伝達マニュアルの策定	R3 年度見直し	R3 年度見直し	R8 年度見直し		市
○ 防災教育に地域と共に取り組んでいる小中学校の割合	100%	100%	100%	100%	市
○ 少年消防クラブを結成している小学校の割合	100%	100%	100%	100%	市
○ 救命入門コースを受講している中学校の割合	100%	100%	100%	100%	市
○ 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定率	93%	94%	98%	100%	市
○ 本市福祉避難所設置運営マニュアルの策定	H29 年度策定 (R5 年度改定)	H29 年度策定 (R5 年度改定)	H29 年度策定 (R5 年度改定)	—	市
○ 本市避難所設置運営マニュアルの策定及び見直し	H27 年度策定 R3 年度新型コロナウイルス感染症対策編策定	H27 年度策定 R3 年度新型コロナウイルス感染症対策編策定	H27 年度策定 R3 年度新型コロナウイルス感染症対策編策定	—	市
○ 市防災メールの登録者数	4,298 件	4,357 件	4,495 件	5,000 件	市
○ アプリ「防災情報さいじょう」の登録者数	13,020 件	13,468 件	14,265 件	15,000 件	市
○ 県 AI 活用災害分析システム利用検討会への参加	—	—	—	3 回/年	市
○ 住民主体の説明会・防災訓練の開催回	85 回/年	91 回/年	102 回/年	100 回/年	市

数					
○ シェイクアウト訓練の実施	1 回/年	1 回/年	1 回/年	1 回/年	市
○ 本市防災会議の開催や県防災訓練への参加	2 回/年	2 回/年	1 回/年	3 回/年	市

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震、津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁等の整備や防災拠点となる約 2.5ha の緑地整備を、国・県と連携し、計画的かつ着実に進める。(再掲)【建設部】

//主な事業//東予港複合一貫輸送ターミナル整備事業〔直轄事業負担金(国)、港湾管理事業負担金(県)〕

- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画(BCP)の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する。(再掲)【産業部】

//主な事業// (企業立地奨励措置)事業継続強化事業費奨励金

- 特に燃料供給については、関係団体等と情報交換を行う等連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める。(再掲)【市長直轄組織、財務部、産業部】

- エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。(再掲)【産業部、環境部】

- 燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料備蓄等需要家側の対策についても支援を強化する。【市長直轄組織】

//主な事業//SS 過疎地対策検討支援事業

- 災害に強い産業構造を構築するために、事業環境の整備を総合的に推進する。【産業部】

- 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備する。(再掲)【建設部】

//主な事業//災害対応事業(崩土除去等)

- 大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネット

ワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や各種交通施設の耐震化・整備等の防災対策を推進する。(再掲)【建設部】

//主な事業//防災・安全交付金(国)、橋りょう耐震化事業

- 暴風雪、豪雪に備え、国や県、関係機関と連携し、災害発生時に迅速に道路復旧対応等を実行できる体制を維持する。(再掲)【建設部】

- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化や、橋りょう、トンネル、舗装、法面等の保全を推進する。(再掲)【建設部】

//主な事業//防災・安全交付金(国)、社会資本整備総合交付金(国)、国道 11 号小松バイパス (国)、橋りょう長寿命化事業、橋りょう耐震化事業、道路ストック安全対策事業、楠浜北条線道路改良事業、下田明理川道路改良事業、喜多川朔日市線改良事業

- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める。(再掲)【市長直轄組織】

//主な事業//防災情報通信システム運営事業

- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画 (BCP) を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施する等、計画の実効性を高める。(再掲)【産業部、建設部】

- 農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合と連携し、防災対策を促進する。【産業部】

//主な事業//強い農業づくり交付金 (国)

5-1 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 東予港（中央地区）複合一貫輸送ターミナルの整備率（直轄）	95%	99%	100%	R8 年度 100%	国
○ 緑地等関連施設の整備率（県）	97%	99%	99%	—	県
○ 事業継続力強化事業費奨励金の指定事業者数	0 件	1 件	0 件	—	市
○ 道路啓開計画におけるマニュアルの作成や啓開訓練の実施	H29 年度策定	H29 年度策定	H29 年度策定	R4 年度見直し	市
○ 2 次緊急輸送道路の耐震化	2 橋	2 橋	2 橋	2 橋	市
○ 高規格幹線道路にある跨道橋の耐震化	0 橋	1 橋	1 橋	2 橋	市
○ 国土強靱化に必要な橋りょうの修繕数	63 橋	67 橋	71 橋	66 橋	市
○ 国土強靱化に必要な橋りょうの耐震化数	8 橋	9 橋	10 橋	13 橋	市
○ 国土強靱化に必要なトンネルの修繕箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所	市
○ 楠浜北条線の供用延長	0 k m	0.8 k m	0.8 k m	1.4 k m	市
○ 下田明理川線の供用延長	0 k m	0.2 k m	0.55 k m	0.9 k m	市
○ 喜多川朔日市線の供用延長	2.1 k m	2.1 k m	2.1 k m	2.1 k m	市
○ 国道 11 号小松バイパスの供用延長	2.4 k m	2.4 k m	2.4 k m	2.4 k m	国
○ 県 AI 活用災害分析システム利用検討会への参加	—	—	—	3 回/年	市

5-2 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響

- 大規模災害時において、金融機能が維持できるよう、災害対策の実施を金融機関へ働きかける。【産業部】

5-3 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

- 被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進め、効率的に配送できるよう防災倉庫や支所・サービスセンターにて適切に管理する。(再掲)【市長直轄組織】

//主な事業//災害対応備品等整備事業

- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震、津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁等の整備や防災拠点となる約 2.5ha の緑地整備を、国・県と連携し、計画的かつ着実に進める。(再掲)【建設部】

//主な事業//東予港複合一貫輸送ターミナル整備事業〔直轄事業負担金(国)、港湾管理事業負担金(県)〕

- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画(BCP)の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する。(再掲)【産業部】

//主な事業// (企業立地奨励措置)事業継続強化事業費奨励金

- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化や、橋りょう、トンネル、舗装、法面等の保全を推進する。(再掲)【建設部】

//主な事業//防災・安全交付金(国)、社会資本整備総合交付金(国)、国道 11 号小松バイパス(国)、橋りょう長寿命化事業、橋りょう耐震化事業、道路ストック安全対策事業、楠浜北条線道路改良事業、下田明理川道路改良事業、喜多川朔日市線改良事業

- 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努める等、実効性を高めるための取組を推進する。【市長直轄組織】

//主な事業//防災事業

- 水産物の生産・流通の重要拠点である漁港において、主要陸揚げ岸壁等の重要施設の耐震・耐津波強化対策を着実に進める。【産業部】

//主な事業//水産基盤整備事業(国)、浜の活力再生交付金(国)、海岸事業(国)

- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画(BCP)を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施する等、計画の実効性を高める。(再掲)【産業部、建設部】

- 災害時における飲料水や資材等の支援物資及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る。(再掲)【市長直轄組織、建設部】
- 家庭における備蓄や本市による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る。(再掲)【市長直轄組織】
- 農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合と連携し、防災対策を促進する。(再掲)【産業部】
//主な事業//強い農業づくり交付金(国)
- 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める。【産業部】
//主な事業//強い農業づくり交付金(国)
- 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開するため、農林水産業版の事業継続計画(BCP)の策定を推進する。【産業部】

5-3 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 水・食料の備蓄率	60.40%	56.14%	63.76%	100%	市
○ 東予港(中央地区)複合一貫輸送ターミナルの整備率(直轄)	95%	99%	100%	R8 年度 100%	国
○ 緑地等関連施設の整備率(県)	97%	99%	99%	—	県
○ 事業継続力強化事業費奨励金の指定事業者数	0 件	1 件	0 件	—	市
○ 国土強靱化に必要な橋りょうの修繕数	63 橋	67 橋	71 橋	66 橋	市
○ 国土強靱化に必要な橋りょうの耐震化数	8 橋	9 橋	10 橋	13 橋	市
○ 国土強靱化に必要なトンネルの修繕箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所	市
○ 楠浜北条線の供用延長	0 k m	0.8 k m	0.8 k m	1.4 k m	市
○ 下田明理川線の供用延長	0 k m	0.2 k m	0.55 k m	0.9 k m	市
○ 喜多川朔日市線の供用延長	2.1 k m	2.1 k m	2.1 k m	2.1 k m	市

○ 国道 11 号小松バイパスの供用延長	2.4 k m	2.4 k m	2.4 k m	2.4 k m	国
○ 本市防災会議の開催や県防災訓練への参加	1 回/年	1 回/年	1 回/年	3 回/年	市
○ 国、県、各団体との応援協定締結数	123 件	124 件	130 件	—	市
○ 災害時応援協定締結数	123 件	124 件	130 件	90 件	市

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止

- 大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化する。【市長直轄組織、産業部】
- 長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を推進する。【環境部】
//主な事業//新エネルギー等関連設備導入促進事業
- エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。（再掲）【産業部、環境部】
- 大規模災害による電力不足に備え、電力事業者と協議し、あらかじめ電力復旧のための拠点となる場所を確保しておく。【市長直轄組織】
- 大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、事業者と連携して、施設や設備の耐震化等防災対策を進める。【市長直轄組織、産業部】
- 迅速な復旧復興のためには、各ライフライン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、平時から情報共有や意見交換を行うとともに、顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する。【市長直轄組織、産業部】
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化に加え、土砂・浸水災害対策及び停電対策等を推進する。（再掲）【環境部】
- 限りある水資源を有効に活用するため、実態に応じた水利用の調整に努めるとともに、水源地域の森林整備や農地の保全、地下水の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進める。【環境部、産業部】
//主な事業//水源の森整備事業（H26～R2）//森林経営管理推進事業（R3～）

- 水資源の重要性に関する啓発を行い、市民の節水意識の高揚に努め、節水型社会づくりを推進する。【環境部】

//主な事業//西条市地下水保全管理計画

- 災害時における飲料水や資材等の支援物資及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る。(再掲)【市長直轄組織、環境部、建設部】
- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を促進するとともに、総合的な渇水対策を行う。【産業部】
- 大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、事業者と連携して、施設や設備の老朽化対策を進める。【市長直轄組織、産業部】
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の老朽化対策を着実に推進する。(再掲)【環境部】
- 県地震被害想定では、堤防の全壊による海水の流入により県内最大の 2,331 人の津波による死傷者が出る想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく。(再掲)【市長直轄組織、建設部】

6-1 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 新エネルギー等関連設備導入促進事業に基づく補助件数	住宅用に対する市補助件数 ・ Z E H 17 件 ・ 蓄電池 115 件 ・ エネファーム 1 件	住宅用に対する市補助件数 ・ Z E H 24 件 ・ 蓄電池 89 件 ・ エネファーム 0 件	住宅用に対する市補助件数 ・ Z E H 18 件 ・ 蓄電池 11 件 ・ エネファーム 1 件	—	市
○ 四国電力(株)との災害時応援協定の締結	H26 年度締結	H26 年度締結	H26 年度締結	—	市
○ 災害時応援協定締結数	123 件	124 件	130 件	—	市
○ 基幹管路(水道施設)の耐震化率	66.9%	66.9%	66.9%	70%	市
○ 森林経営管理制度による森林整備面積					市

○ 上水道地区別給水量(西ひうち地区を除く)	310 ℓ /日	314 ℓ /日	317 ℓ /日	289 ℓ /日	市
○ 国、県、各団体との応援協定締結数	123 件	124 件	130 件	—	市

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、下水道施設の業務継続計画（BCP）を策定し、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する。(再掲)【環境部】

- 大規模災害に備えて、下水道施設等の計画的な設備の整備（耐震化等防災対策を含む）・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する。(再掲)【環境部、建設部】

//主な事業//社会資本整備総合交付金(国)、防災・安全交付金（国）、管渠整備・管渠改築事業（汚水・雨水）、三津屋雨水ポンプ場整備事業、雨水ポンプ場管理費、終末処理場建設・改築事業

- 浄化槽については、災害に強い合併浄化槽の整備を促進する。【環境部】

//主な事業//浄化槽設置整備事業、合併浄化槽維持管理事業

- 大規模災害に備えて、ストックマネジメント計画に基づき下水道施設等の老朽化対策を順次行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する。(再掲)【環境部、建設部】

//主な事業//社会資本整備総合交付金(国)、防災・安全交付金（国）、管渠整備・管渠改築事業（汚水・雨水）、三津屋雨水ポンプ場整備事業、雨水ポンプ場管理費・改築事業、終末処理場改築事業

6-2 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 下水道 BCP 策定	H23 年度策定	H23 年度策定	H23 年度策定	—	市
○ 下水道による都市浸水対策達成率	22.5%	22.5%	23.2%	23%	市
○ 下水道処理場及びポンプ場の耐震化率	11.1%	11.1%	11.1%	20.0%	市
○ 地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	市
○ 合併処理浄化槽普及率	18.3%	18.1%	18.1%	18.3%	市
○ 下水道による雨水整備率	43.0%	43.0%	44.3%	44.1%	市
○ 下水道施設におけるストックマネジメント計画の策定	R4 年度更新	R4 年度更新	R4 年度更新	R9 年度更新 予定	市
○ 本市内水ハザードマップの作成（実績）	H28 年度作成	H28 年度作成	H28 年度作成	—	市

6-3 基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海）の長期間にわたる機能停止

- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震、津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁等の整備や防災拠点となる約 2.5ha の緑地整備を、国・県と連携し、計画的かつ着実に進める。（再掲）【建設部】
//主な事業//東予港複合一貫輸送ターミナル整備事業〔直轄事業負担金（国）、港湾管理事業負担金（県）〕
- 大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や各種交通施設の耐震化・整備等の防災対策を推進する。（再掲）【建設部】
//主な事業//防災・安全交付金(国)、橋りょう耐震化事業
- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る。（再掲）【建設部】
- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化や、橋りょう、トンネル、舗装、法面等の保全を推進する。（再掲）【建設部】
//主な事業//防災・安全交付金(国)、社会資本整備総合交付金(国)、国道 11 号小松バイパス（国）、橋りょう長寿命化事業、橋りょう耐震化事業、道路ストック安全対策事業、楠浜北条線道路改良事業、下田明理川道路改良事業、喜多川朔日市線改良事業
- 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づき、訓練や定期的な見直し等を行い、計画の実効性を高めていくとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める。【建設部】
- 海拔表示板等を整備して災害時における避難誘導の支援を行う。【市長直轄組織】
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道について橋りょうの架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める。（再掲）【産業部】
//主な事業//農山漁村地域整備交付金（橋りょう等：長寿命化計画策定）、林道維持管理事業、造林事業（市単独林道維持管理事業費補助金）
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める。（再掲）【市長直轄組織】
//主な事業//防災情報通信システム運営事業

- 鉄道施設は、災害時において、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する。(再掲)【建設部】

//主な事業//防災・安全交付金(国)、橋りょう長寿命化事業、橋りょう耐震化事業

- 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める。【建設部、市長直轄組織】

- 橋りょうやトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行う等、計画的な老朽化対策を実施する。(再掲)【建設部】

//主な事業//防災・安全交付金(国)、橋りょう長寿命化事業、道路ストック安全対策事業

- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める。(再掲)【建設部、産業部】

//主な事業//地方創生港整備推進交付金(国)、港湾管理費、水産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金

6-3 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 東予港（中央地区）複合一貫輸送ターミナルの整備率（直轄）	95%	99%	100%	R8 年度 100%	国
○ 緑地等関連施設の整備率（県）	97%	99%	99%	—	県
○ 2 次緊急輸送道路の耐震化	2 橋	2 橋	2 橋	2 橋	市
○ 高規格幹線道路にある跨道橋の耐震化	0 橋	1 橋	1 橋	2 橋	市
○ 建設業協会との意見交換会実施	1 回/年	0 回/年	1 回/年	1 回/年	市
○ 国土強靱化に必要な橋りょうの修繕数	63 橋	67 橋	71 橋	66 橋	市
○ 国土強靱化に必要な橋りょうの耐震化数	8 橋	9 橋	10 橋	13 橋	市
○ 国土強靱化に必要なトンネルの修繕箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所	市
○ 楠浜北条線の供用延長	0 k m	0.8 k m	0.8 k m	1.4 k m	市
○ 下田明理川線の供用延長	0 k m	0.2 k m	0.55 k m	0.9 k m	市
○ 喜多川朔日市線の供用延長	2.1 k m	2.1 k m	2.1 k m	2.1 k m	市
○ 国道 11 号小松バイパスの供用延長	2.4 k m	2.4 k m	2.4 k m	2.4 k m	国

○ 道路啓開計画におけるマニュアルの作成や啓開訓練の実施	H29 年度策定	H29 年度策定	H29 年度策定	R4 年度見直し	市
○ 県 AI 活用災害分析システム利用検討会への参加	—	—	—	3 回/年	市
○ 鉄道に係る国土強靱化に必要な橋りよの耐震化数	4 橋	4 橋	4 橋	4 橋	市
○ 災害時応援協定締結数 (道路啓開等の復旧復興)	3 件	3 件	3 件	90 件	市

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- 大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化や R P A ・ A I 等新技術の導入等による情報処理・収集・共有機能の強化を図る。(再掲)【市長直轄組織、総務部】

//主な事業//電子計算機処理業務(自治体クラウド)、東予管内通信回線再構築事業、スマートシティ構築トライアル事業(消防 RPA)

- 本市職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める。(再掲)【市長直轄組織、総務部】

//主な事業//防災事業

- 本市職員(消防等も含む)・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する。(再掲)【市長直轄組織】

//主な事業//防災事業

- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波(レベル 1 津波:概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度)を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める。(再掲)【建設部】

//主な事業//防災・安全交付金(国)、港湾管理事業負担金(県)

- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震、津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁等の整備や防災拠点となる約 2.5ha の緑地整備を、国・県と連携し、計画的かつ着実に進める。(再掲)【建設部】

//主な事業//東予港複合一貫輸送ターミナル整備事業[直轄事業負担金(国)、港湾管理事業負担金(県)]

- 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る。(再掲)【建設部、環境部】

//主な事業//港湾管理事業負担金(県)、雨水ポンプ場改築事業、雨水ポンプ場整備事業、終末処理場改築事業

- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る。(再掲)【建設部】

- 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める。(再掲)【建設部、市長直轄組織】

6-4 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 本市基幹システムのクラウド化	R1 年度導入	R1 年度導入	R1 年度導入	R1 年度導入	市
○ 県災害情報通信システムの導入	H27 年度導入	H27 年度導入	H27 年度導入	—	市
○ 本市受援計画の策定	R4 年度策定	R4 年度策定	R4 年度策定	R4 年度策定	市
○ 東予港(中央地区)複合一貫輸送ターミナルの整備率(直轄)	95%	99%	100%	R8 年度 100%	国
○ 緑地等関連施設の整備率(県)	97%	99%	99%	—	県
○ 主な水門・ポンプ場等の耐震化率	16.7%	16.7%	16.7%	28.6%	市
○ 主な水門・ポンプ場等の電動化率	50.0%	50.0%	50.0%	42.9%	市
○ 建設業協会との意見交換会実施	1 回/年	0 回/年	1 回/年	1 回/年	市
○ 災害時応援協定締結数 (道路啓開等の復旧復興)	3 件	3 件	3 件	90 件	市

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生

- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める。(再掲)【市長直轄組織、消防本部、建設部】
//主な事業//消防救急デジタル無線・緊急通信指令システム整備事業、ネット 119 緊急通報システム整備事業
- 本市職員(消防等も含む)・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する。(再掲)【市長直轄組織】
//主な事業//防災事業
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。(再掲)【消防本部】
- 県内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携体制の充実と継続的な訓練を実施する。(再掲)【消防本部】
- 消防職員の資質向上を目的とした火災予防査察業務等推進事業を継続実施するとともに自衛消防隊等との合同訓練を実施し、防災・減災対策の充実強化を図る。【消防本部】
- 災害時の火災に備え、消防資機材や消防車両、耐震性貯水槽等を整備する。(再掲)【消防本部】
//主な事業//消防水利整備事業、消防車両等整備事業、消防資機材整備事業、消防団装備整備事業
- 本市における住宅の耐震化率の状況は約 71.2%と、全国平均(約 82%)を下回る水準となっていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する。(再掲)【建設部】
//主な事業//社会資本整備総合交付金(国)、防災・安全交付金(国)、住宅・建築物安全ストック形成事業(木造住宅耐震診断・耐震改修事業・耐風改修工事・耐震シェルター設置事業)

- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る。(再掲)【こども・福祉部、建設部、教育委員会事務局】

//主な事業//社会資本整備総合交付金(国)、防災・安全交付金(国)、学校施設環境改善交付金(国)、次世代育成支援対策施設整備交付金(国)、保育所等整備交付金(国)、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(国) 小中学校校舎改築・長寿命化事業(西条市学校施設長寿命化計画参照)、小中学校施設躯体健全化事業(西条市学校施設長寿命化計画参照)、小学校屋外トイレ改修事業、児童館管理運営事業、認定こども園整備事業、保育施設整備助成事業、公民館等耐震改築・長寿命化事業、公民館管理運営費、消防団拠点施設整備事業、文化会館施設改修事業、総合支所庁舎管理費、公営住宅等整備事業、更新住宅建設事業、公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅等ストック総合改善事業

- 地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地において市街地整備事業や街路整備等の実施、日頃から、市民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る。(再掲)【消防本部】

- 避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進めていく。(再掲)【建設部】

//主な事業//社会資本整備総合交付金(国)、公園整備・改修事業

- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する。(再掲)【建設部】

- 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づき、訓練や定期的な見直し等を行い、計画の実効性を高めていくとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める。(再掲)【建設部】

- 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う。(再掲)【建設部】

//主な事業//社会資本整備総合交付金(国)、通行障害既存耐震不適格建築物耐震化促進事業

- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める。(再掲)【市長直轄組織】

//主な事業//防災情報通信システム運営事業

- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める。(再掲)【市長直轄組織】

//主な事業//防災事業

- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。(再掲)【産業部、建設部】

- 地域住民が主体となった地区防災計画の策定に向けた普及・啓発と計画策定のサポートを行う。(再掲)【市長直轄組織】

7-1 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 庁舎や消防署、市指定避難所における非常用電源（発電機含む）の設置率	100%	100%	100%	100%	市
○ 本市受援計画の策定	R4 年度策定	R4 年度策定	R4 年度策定	R4 年度策定	市
○ 他機関との合同訓練の回数	—	4 回/年	3 回/年	1 回/年	市
○ 緊急消防援助隊・県内応援における訓練回数	2 回/年	1 回/年	1 回/年	1 回/年	市
○ 愛媛県消防防災航空隊との合同訓練回数	1 回/年	2 回/年	2 回/年	2 回/年	市
○ 危険物施設等への立入検査回数	11 回/年	6 回/年	9 回/年	80 回/年	市
○ 消防力の整備指針に基づく消火資機材（ポンプ車等）の平均充足率	100%	100%	100%	100%	市
○ 消防車両等更新整備計画に基づく整備数	4 台	3 台	2 台	15 台	市
○ 消防水利整備計画に基づく（耐震性貯水槽含む）整備数	7 基	3 基	5 基	63 基	市
○ 住宅耐震化率	78.0%	85.7%	85.7%	90%	市
○ 公立小中学校（非木造）の耐震化率 ※国の耐震基準の耐震化率であり、SRF 工法による耐震化は完了済み。	80.2%	81.7%	84.1%	80%	市
○ 市営住宅の耐震化率	92.8%	93.5%	94.0%	94.7%	市

○ 私立保育所・幼稚園等の耐震化率	90.32%	90.32%	90.32%	93.77%	市
○ 住区基幹公園から 800m 圏内の人口カバー率	88.8%	88.8%	88.8%	60%	市
○ 道路啓開計画におけるマニュアルの作成や啓開訓練の実施	H29 年度策定	H29 年度策定	H29 年度策定	R4 年度見直し	市
○ 緊急避難路等が指定された後、通行障害既存不適格建築物の耐震診断にかかる費用の補助を実施	0 件	0 件	0 件	3 件（愛媛県道路啓開計画『ステップⅠ及びⅡ』に面する特定既存耐震不適格建築物）	市
○ 県 AI 活用災害分析システム利用検討会への参加	—	—	—	3 回/年	市
○ 本市防災会議の開催や県防災訓練への参加	1 回/年	1 回/年	1 回/年	3 回/年	市

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

- 幼稚園や保育園、こども園において、園児及び教職員が災害に対応できるよう、幼年消防クラブ活動等を通じ火災予防の啓発や防災教育、防災訓練を実施する。（再掲）【こども・福祉部、消防本部】
- 小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する。（再掲）【教育委員会事務局、消防本部】
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル 1 津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める。（再掲）【建設部】
//主な事業//防災・安全交付金(国)、港湾管理事業負担金(県)
- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う。（再掲）【建設部、産業部】
- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合等、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、市民に迅速に避難情報を提供する体制を整備する。（再掲）【市長直轄組織】

- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、J アラート（全国瞬時警報システム）、L アラート（災害情報共有システム）、本市安全・安心情報お届けメール、緊急速報メール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市ホームページ・SNS等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する。（再掲）【市長直轄組織、総務部】

//主な事業//災害情報伝達設備強化支援事業(県)、防災情報通信システム運営事業

- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する。（再掲）【市長直轄組織】

//主な事業//防災事業

- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する。（再掲）【産業部】

//主な事業//農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、ため池豪雨災害緊急対策事業、農山漁村地域整備交付金

- ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域図やハザードマップを作成する。（再掲）【産業部】

//主な事業//農村地域防災減災事業（ため池ハザードマップ作成事業）

- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める。（再掲）【産業部】

//主な事業//治山事業

- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める。（再掲）【産業部】

//主な事業//治山事業、森林経営管理推進事業

- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。（再掲）【産業部、建設部】

- 市民への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる。(再掲)【市長直轄組織、建設部】

//主な事業//自主防災組織育成事業

- 県地震被害想定では、堤防の全壊による海水の流入により県内最大の 2,331 人の津波による死傷者が出る想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく。(再掲)【市長直轄組織、建設部】

7-2 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 幼年消防クラブを結成している幼稚園や保育園、こども園の割合	100%	100%	100%	100%	市
○ 防災教育に地域と共に取り組んでいる小中学校の割合	100%	100%	100%	100%	市
○ 少年消防クラブを結成している小学校の割合	100%	100%	100%	100%	市
○ 救命入門コースを受講している中学校の割合	100%	100%	100%	100%	市
○ 大規模氾濫に関する減災対策協議会の開催回数	2 回/年	2 回/年	2 回/年	2 回/年	市
○ 市防災メールの登録者数	4,298 件	4,357 件	4,495 件	5,000 件	市
○ アプリ「防災情報さいじょう」の登録者数	13,020 件	13,468 件	14,265 件	15,000 件	市
○ ため池ハザードマップの策定	140 箇所	140 箇所	140 箇所	149 箇所	市
○ 森林経営管理推進事業(森林整備)の実施面積(単年度)	103ha	104ha	112ha	100ha	市
○ 住民主体の説明会・防災訓練の開催回数	85 回/年	91 回/年	102 回/年	100 回/年	市

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

- 平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける。【消防本部】
- 原子力発電所の万が一の事故に備え、訓練や研修に参加する等原子力防災対策の一層の充実強化を図る。【市長直轄組織、産業部】

- 有害物質の拡散防止や施設の損傷防止のため、外部からの電力供給遮断時、機器の異常停止等原因別の対応手順を策定し、場合別の手順を確認すると共に訓練を繰り返し行う。

【環境部】

//主な事業//ごみ収集運搬事業、ひうち・道前クリーンセンター管理運営事業、環境対策費、公害防止事業

- アスベスト健康被害に対する市民の不安の解消を図り、火災・震災時等におけるアスベストの飛散を防止するため、民間建築物に係るアスベスト含有調査を実施する。

【環境部、建設部】

//主な事業//社会資本整備総合交付金（国）、防災・安全交付金（国）、住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅建築物アスベスト改修事業）、住宅・建築物アスベスト改修事業（民間建築物アスベスト対策事業）

7-3 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 原子力防災訓練への参加	1 回/年	1 回/年	1 回/年	1 回/年	市
○ 含有調査実施件数（毎年度）	0 件	0 件	0 件	2 件	市

7-4 農地、森林等の被害

- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化する。【産業部】

//主な事業//地籍調査事業

- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う。（再掲）【建設部、産業部】

- 農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する。【産業部】

//主な事業//農村型地域運営組織(農村 RMO)形成推進事業

- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める。（再掲）【産業部】

//主な事業//治山事業

- 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。(再掲)【産業部】

//主な事業//鳥獣被害防止総合対策事業

- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する。(再掲)【産業部】

//主な事業//森林・山村地域活性化推進対策事業、未来へつなぐ森林林業啓発事業

- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める。

(再掲)【産業部】

//主な事業//治山事業、森林経営管理推進事業

- 地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の地域資源の適切な保安全管理を進め、災害時に自立的な防災・復旧活動が行われるよう地域資源を活用した都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化を促進する。

(再掲)【産業部】

//主な事業//農村資源保全向上活動支援事業、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払事業、中山間地域等直接支払交付金、森林・山村地域活性化推進対策事業

- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

(再掲)【産業部、建設部】

7-4 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 地籍調査実施率	72.20%	72.60%	72.70%	73.77%	市
○ 森林経営管理推進事業(森林整備)の実施面積(単年度)	103ha	104ha	112ha	100ha	市

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復興の大幅な遅れ

- 本市における住宅の耐震化率の状況は約 71.2%と、全国平均（約 82%）を下回る水準となっていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する。（再掲）【建設部】

//主な事業//社会資本整備総合交付金（国）、防災・安全交付金（国）住宅・建築物安全ストック形成事業（木造住宅耐震診断・耐震改修事業・耐風改修工事・耐震シェルター設置事業）

- 地震や津波等により発生した廃棄物を迅速に処理するため、「西条市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の処理体制を構築するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図る。【環境部】
- 「西条市災害廃棄物処理計画」の策定に合わせ、本市で同計画を策定するための具体的な手順等を示した「西条市災害廃棄物処理計画策定ガイドライン」を作成し、県と連携した災害廃棄物処理の体制を整備する。【環境部】
- 災害時の廃棄物を速やかに処理するため、廃棄物処理関係団体等と、災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の締結を推進する。【環境部】
- 大規模災害に伴う大量の災害廃棄物が発生することを想定し、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。【環境部】

8-1 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 住宅耐震化率	78.0%	85.7%	85.7%	90%	市
○ 本市災害廃棄物処理計画の策定	H30 年度策定	H30 年度策定	H30 年度策定	—	市
○ 本市災害廃棄物処理計画策定ガイドラインの策定	—	—	—	R7 年度策定	市
○ 災害時におけるごみ等に係る協定締結数	3 件	3 件	3 件	3 件	市
○ 災害廃棄物を仮置きするためのストックヤード予定地の設定	—	—	—	R7 年度策定	市

8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する。（再掲）【市長直轄組織】
//主な事業//防災事業
- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る。（再掲）【建設部】
- 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める。（再掲）【建設部、市長直轄組織】
- 災害時には市民活動団体の協力も必要となることから、顔の見える関係性を構築するため、研修会等の実施や団体相互の交流促進及びネットワーク化の推進を図る。【市民生活部】
//主な事業//市民活動支援センター管理運営事業
- 社会福祉協議会が主体となり、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、市と連携して災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行う等、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する。【市民生活部】
//主な事業//ボランティアセンター設置事業
- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る。（再掲）【市長直轄組織、教育委員会事務局】
//主な事業//自主防災組織育成事業
- 人口が減少している地域等においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する必要がある。【市民生活部】
//主な事業//移住促進事業
- 円滑かつ迅速な復興を図るため、他市町の動向を見極めつつ事前の復興方針の策定等について検討していく。【市長直轄組織、建設部】

8-2 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 本市受援計画の策定	R4 年度策定	R4 年度策定	R4 年度策定	R4 年度策定	市
○ 建設業協会との意見交換会実施	1 回/年	0 回/年	1 回/年	1 回/年	市
○ 災害時応援協定締結数 (道路啓開等の復旧復興)	3 件	3 件	3 件	5 件	市
○ 市民活動支援センターの登録団体数 (第2期総合計画：延べ登録団体数) (第3期総合計画：登録団体実数)	170 団体	188 団体	203 団体 (181 団体第 3期総合計 画基準)	200 団体 (205 団体： 第3期総 合計画基準 R11 目標： 225 団体)	市
○ 災害ボランティアコーディネーター研 修会への参加	—	—	—	1 回/年	市
○ 災害ボランティア講座の開催	3 回/年	2 回/年	2 回/年	2 回/年	市
○ 災害ボランティアセンターに関する災 害時対応訓練の実施	—	—	—	1 回/年	市
○ 西条市社会福祉協議会災害対応マニ ュアルの策定	H31 年度策定	H31 年度策定	H31 年度策定	—	市
○ 住民主体の説明会・防災訓練の開催回数	85 回/年	91 回/年	102 回/年	100 回/年	市
○ 市外からの移住者数	1,518 人	1,343 人	1,204 人	400 人	市

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失

- 石垣等も含め、文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める。(再掲)【教育委員会事務局】
//主な事業//文化財保護事業
- 博物館(歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等)における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を小限にとどめる。(再掲)【教育委員会事務局】
- 博物館等の展示物・収蔵物のほか、各地の有形・無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく。(再掲)【教育委員会事務局】
- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を推進する。【産業部、教育委員会事務局】

- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
(再掲)【産業部、建設部】

- 人口が減少している地域等においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する必要がある。(再掲)【企画部】

//主な事業//移住促進事業

8-3 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 展示・収蔵方法を見直した博物館の割合	44.4%	44.4%	55.5%	100%	市
○ 目録等の作成割合	100%	100%	100%	100%	市
○ 市外からの移住者数	1,518 人	1,343 人	1,204 人	400 人	市

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復興の大幅な遅れ

- 台風等風水害による被害が予測される場合は、浸水が想定される地域に臨時ポンプの設置を検討・設置する。(再掲)【市長直轄組織、環境部、産業部、建設部】

//主な事業//災害対応事業

- 本市における住宅の耐震化率の状況は約 71.2%と、全国平均(約 82%)を下回る水準となっていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する。(再掲)【建設部】

//主な事業//社会資本整備総合交付金(国)、防災・安全交付金(国)住宅・建築物安全ストック形成事業(木造住宅耐震診断・耐震改修事業耐風改修工事・耐震シェルター設置事業)

- あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定する等の事前準備を進める。【建設部】
- 仮設住宅を建設・提供する際には、ペットの受け入れ、飼育について検討する。【建設部】
- 住宅の一部を被災した方が、速やかに自邸での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を締結する。【建設部】
- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化する。(再掲)【産業部】

//主な事業//地籍調査事業

- 地図情報・防災情報等の多様な地理空間情報を平時から整備・更新するとともに、それらの情報を提供・管理できるプラットフォームを構築して災害にも活用する。(再掲)【市長直轄組織、産業部】

//主な事業//農村地域防災減災事業(ため池ハザードマップ作成事業)

- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波(レベル1津波:概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度)を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める。(再掲)【建設部】

//主な事業//防災・安全交付金(国)、港湾事業負担金(県)

- 本市の海拔ゼロメートル地帯では、県地震被害想定調査で、地震直後の堤防の倒壊による浸水やその後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、県と連携し、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う。(再掲)【建設部】

//主な事業//防災・安全交付金(国)、港湾管理事業負担金(県)、港湾管理費、河川改修事業

- 海拔ゼロメートル地帯等の長期湛水が見込まれる地域において、地震や津波、洪水・高潮等による浸水や湛水を防ぐため、排水ポンプ車を保有している機関や事業者等と連携して訓練を行う等、早期に浸水や湛水を解消するための排水対策を推進する。【建設部、環境部、産業部、市長直轄組織、消防本部】

- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や、河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する。(再掲)【建設部、産業部、環境部】

//主な事業//防災・安全交付金(国)、雨水ポンプ場管理費、終末処理場管理費、港湾管理費、農山漁村地域整備交付金、農地保全に係る海岸メンテナンス事業(楠河西:排水機場・樋門・堤防補修)

- 港湾施設や河川施設の維持管理については、大規模地震や風水害に備え、さらに地震と台風など複合災害による被害の拡大を防ぐため、港湾や河川に堆積した土砂の撤去を行うとともに、その処分地となる埋立地の整備を、県と連携し、計画的かつ着実に進める。(再掲)【建設部】

//主な事業//港湾管理事業負担金(県)

- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震、津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁等の整備や防災拠点となる約 2.5ha の緑地整備を、国・県と連携し、計画的かつ着実に進める。【建設部】
//主な事業//東予港複合一貫輸送ターミナル整備事業〔直轄事業負担金（国）、港湾管理事業負担金（県）〕
- 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る。（再掲）【建設部、環境部】
//主な事業//港湾管理事業負担金（県）、雨水ポンプ場改築事業、雨水ポンプ場整備事業、終末処理場改築事業
- 大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進する。（再掲）【建設部、産業部、環境部】
//主な事業//雨水ポンプ場整備事業、農村地域防災減災事業
- 高潮・波浪等による被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、海岸保全基本計画に基づき海岸整備を推進する。（再掲）【建設部、産業部】
//主な事業//防災・安全交付金（国）、港湾管理事業負担金（県）、農山漁村地域整備交付金、農地保全に係る海岸メンテナンス事業（楠河西：排水機場・樋門・堤防補修）
- 南海トラフ巨大地震の津波により 30cm 以上の浸水が想定される区域で、一定の施設や事業を管理・運営する事業者において、南海トラフ地震防災規定を踏まえた消防計画を作成することにより、津波から利用客や従業員が円滑に避難できるよう、規定の作成指導を引き続き行っていく。（再掲）【消防本部】
- 津波からの避難を確実にを行うため、防災説明会等において県地震被害想定調査における津波浸水想定周知や防災マップや液状化マップ等の説明を通じて、津波からの早期避難の徹底に努める。（再掲）【市長直轄組織】
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施する等、地域の防災力を高める。（再掲）【市長直轄組織、環境部、消防本部】

- 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、防災説明会等で啓発を図る。【市長直轄組織】

//主な事業//自主防災組織育成事業

- 県地震被害想定では、堤防の全壊による海水の流入により県内最大の 2,331 人の津波による死傷者が出る想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めている。(再掲)【市長直轄組織、建設部】

8-4 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 臨時ポンプ設置箇所数	無し	5 箇所 (下水) 無し (農林)	5 箇所 (下水) 無し (河川) 2 箇所 (産業)	35 箇所	市
○ 住宅耐震化率	78.0%	85.7%	85.7%	90%	市
○ 仮設住宅の建設予定地確保面積	796,550 m ²	796,550 m ²	796,550 m ²	796,550 m ²	市
○ 災害時における住宅の応急修理に関する協定の締結数	23 件	30 件	22 件	—	市
○ 地籍調査実施率	72.40%	72.60%	72.70%	73.77%	市
○ ため池浸水想定区域図等の策定	156 箇所	156 箇所	156 箇所	156 箇所	市
○ 雨水排水用水門の設置基数	4 基	4 基	4 基	5 基	市
○ 汚水処理水放流用水門の設置基数	2 基	2 基	2 基	2 基	市
○ 東予港（中央地区）複合一貫輸送ターミナルの整備率（直轄）	95%	99%	100%	R7 年度 100%	国
○ 緑地等関連施設の整備率（県）	97%	99%	99%	—	県
○ 主な水門・ポンプ場等の耐震化率	16.7%	16.7%	16.7%	28.6%	市
○ 主な水門・ポンプ場等の電動化率	50.0%	50.0%	50.0%	42.9%	市
○ 雨水ポンプ場計画能力整備率（環境） （産業）	69.3%	72.5% 69.3%	72.5% 70.9%	78.5% 75.4%	市
○ 消防計画の提出率	83%	82%	90%	100%	市
○ 防災マップの作成・配布	H30 年度更新	H30 年度更新	H30 年度更新	—	市
○ 液状化マップの作成・配布	H30 年度更新	H30 年度更新	H30 年度更新	—	市

○ 加茂川・中山川洪水ハザードマップの作成	H29 年度作成	H29 年度作成	H29 年度作成	—	市
○ 渦井川洪水ハザードマップの作成	R2 年度作成	R2 年度作成	R2 年度作成	R2 年度作成	市
○ 水防訓練の実施	1 回/年	1 回/年	1 回/年	1 回/年	市
○ 内水浸水想定区域図の作成	—	—	R7 作成	R7 年度末 作成予定	市
○ 本市内水ハザードマップの作成	—	—	—	R8 年度末 作成予定	市
○ 住民主体の説明会・防災訓練の開催回数	85 回/年	91 回/年	102 回/年	100 回/年	市

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

- 災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等の風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する。【市長直轄組織、産業部】

8-5 重要業績指標

指 標	R5 年度末	R6 年度末	現状値 (R7 年度末)	目標値 (R9 年度末)	主体
○ 本市危機管理指針における個別マニュアル数	17 件	17 件	17 件	18 件	市

第5章 資料編

第1節 用語解説

アンブレラ計画	傘(アンブレラ)のように、既存の関連計画を包含し、これら計画の指針となる計画のこと。
インフラメンテナンス	社会資本(道路・港湾・上下水道・公園・公営住宅・病院・学校など、産業や生活の基盤となる公共施設)の維持管理・老朽化対策のこと。
カウンターパート	災害復旧復興時に物的・人的支援元となる自治体のこと。「対口(たいこう)支援」ともいう。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組のこと。
サプライチェーン	原材料の供給、部品の供給、輸送、生産、販売など製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を、鎖としてつながっている一つの連続したシステムとして捉えた名称で、本計画では、災害時に必要となる物資の流れをいう。
RPA	RPA(Robotic Process Automation)は、ロボットによる業務自動化の取り組みを表す言葉で「デジタルレイバー(Digital Labor)」や「仮想知的労働者」とも呼ばれる。業務を、パソコンやサーバ上にあるソフトウェア型のロボットで代行・業務自動化することをいう。
クラウド化	本計画においては自治体クラウドを指し、住民基本台帳・税務・福祉等の自治体の情報システムやデータを、外部のデータセンターにおいて管理・運用するクラウドサービスを用いて複数の自治体で共同利用する取組のこと。
プラットフォーム	本計画においては、官公庁の施策における環境又は基盤をいう。
アーカイブ	重要記録を未来に伝達するために、保存・活用すること。
ホイスト	ヘリコプターから救助隊員(特殊救難隊員や機動救難士)を降下させ、遭難している人々を確保し、ヘリコプターへ吊上げる器具のこと。
DMAT(災害派遣医療チーム)	災害派遣医療チーム(DMAT)は、「Disaster Medical Assistance Team」の略で、医師、看護師、業務調整員で構成される機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームをいう。
DPAT(災害派遣精神医療チーム)	災害派遣精神医療チーム(DPAT)は、自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行う専門的なチームのこと。

EMIS (広域災害救急医療情報システム)	災害時に、都道府県を越えて医療機関の稼働状況などの災害医療情報をインターネット上で共有し、被災地域における適切な医療・救護に関わる情報を集約・提供するシステムのこと。
DMHISS (災害精神保健医療情報支援システム)	災害時に、災害派遣精神医療チーム (DPAT) の派遣要請や派遣先割当機能、活動記録等を担うインターネット上で行うシステムのこと。
業務(事業)継続計画 (BCP)	災害や事故など不測の事態を想定して、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを戦略的に準備しておく計画のこと。
SS過疎地	近隣にSS (サービスステーション) が少ない又は無い地域で、自家用車や農業機械への給油や移動手段を持たない高齢者への灯油配送等に支障を来す恐れがある地域のこと。
Lアラート(災害情報共有システム)	地方自治体が発信する避難勧告や避難所の開設状況等の災害情報を集約し、テレビ、ラジオ、インターネット等の多様なメディアを通じて地域住民に一括配信するシステムのこと。
Jアラート(全国瞬時警報システム)	大規模災害や武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を、通信衛星を利用して、瞬時に地方公共団体等に伝達するとともに、地域衛星通信ネットワークに接続された防災行政無線や有線放送電話を自動起動させ、サイレンや放送によって住民に緊急情報を伝達するシステムのこと。
道路啓開	災害時に、人命救助や緊急物資の輸送等を行うための緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理や簡易な段差修正等を行うことにより、救援ルートを開けること。
プローブ情報	個々の自動車を実際に走行した位置や走行速度をもととした道路交通情報のこと。
内水 (ないすい)	河川について、堤防を境界として、人が居住する外側 (河川側) を堤外地、居住する側を堤内地と呼んでおり、河川の水を外水、外水の氾濫によって水害が生じた場合を外水氾濫と呼び、河川に関わりなく排水が追いつかないために水が敷地内にあふれた水を内水、内水の氾濫によって水害が生じた場合を内水氾濫と呼ぶ。
リスクコミュニケーション	防災において、自治体、防災関係機関、防災専門家、民間事業者、自主防災組織、住民等の関係者が、大規模自然災害等のリスクに関する情報を共有し、相互に意思疎通を図ること。
シェイクアウト	2008年10月に米カリフォルニア州で始まった地震防災訓練。Jアラートやシェイクアウトえひめの訓練放送に併せ、参加者が机の下にもぐって身を守る訓練のこと。

ストックマネジメント	施設全体の中長期的な状態の予測をもとに既存施設の有効活用や長寿命化を図る持続的・実行的な技術体系及び管理手法のこと。
陸閘(りっこう)	河川や海岸線における堤防・防潮堤等において、通常時は生活のため通行出来るよう、途切れさせている施設のこと。増水や津波・高潮時には、ゲート等により塞ぎ、暫定的に堤防の役割を果たす。
スマートシティ	ICT(情報通信技術)を活用し、地域の誰もがつながり、安全・安心に、豊かで快適な生活を送ることのできるまちづくりのこと。
バイオマス	生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、動植物に由来する有機物である資源(化石資源を除く)のこと。太陽のエネルギーを使って生物が生み出すものであり、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生が可能である。
緊急消防援助隊	消防組織法に基づき、国内における大規模災害や特殊災害の発生に際し、被災地の都道府県内の消防力では対処できない場合に、消防庁長官の要請又は指示により出動し、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施することを任務とする、全国の消防機関による相互応援組織のこと。